

情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況

平成 30 年度

枚 方 市

目 次

I. 情報公開制度の運用状況	
1. 保有情報公開の請求	1
(1) 処理状況	1
(2) 実施機関別請求状況	1
(3) 部分公開、非公開の適用条項	3
(4) 請求者の内訳	4
2. 保有情報公開の申出（任意的な公開）	4
(1) 処理状況	4
(2) 実施機関別申出状況	5
II-1. 個人情報保護制度の運用状況	
1. 保有個人情報開示等の請求	6
(1) 処理状況	6
(2) 実施機関別請求状況	6
(3) 部分開示、非開示及び存否応答拒否の適用条項	7
2. 個人情報ファイル	8
(1) 届出状況	8
3. 個人情報の目的外利用等	9
(1) 枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号及び同条例第10条第3項第5号の規定による目的外利用等の状況	9
(2) 枚方市個人情報保護条例第10条第3項第4号に基づく利用目的以外の目的による保有個人情報の提供について	21
II-2. 特定個人情報保護制度の運用状況	
1. 保有個人情報開示等の請求	22
III. 情報公開・個人情報保護審議会	
1. 審議会委員	23
(1) 審議会委員	23
2. 審議会開催状況	24
(1) 開催日及び諮問案件	24

目 次

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員	24
(1) 審査会委員	24
2. 諮問した審査請求の処理状況	25
(1) 処理状況	25
3. 審査会開催状況	26
(1) 開催状況及び諮問案件	26

参考資料

1. 保有情報公開の請求の内容等	31
2. 保有情報公開の申出の内容等	47
3. 保有個人情報開示等の請求の内容等	56
4. 審議会への諮問及び答申の内容等	62
5. 審査会答申	70
6. 条例及び施行規則	77
枚方市情報公開条例	77
枚方市情報公開条例施行規則（様式省略）	81
枚方市個人情報保護条例	83
枚方市個人情報保護条例施行規則（様式省略）	92
枚方市附属機関条例（一部抜粋）	96

I. 情報公開制度の運用状況

1. 保有情報公開の請求

(1) 処理状況

平成30年度の保有情報公開請求は、160件ありました。

保有情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が56件、部分公開が79件、公文書不存在が20件、取下げが4件、却下が1件で、公開率は100%でした。

表1 保有情報公開請求処理状況

区 分	平成30年度	平成29年度	
請 求 者 数	115人	100人	
請 求 件 数	160件	140件	
処 理 状 況	全 部 公 開	56件	41件
	部 分 公 開	79件	74件
	非 公 開	—	2件
	存 否 応 答 拒 否	—	
	不 存 在	20件	20件
	取 下 げ	4件	3件
	却 下	1件	—
公 開 率	100%	98.3%	
審 査 請 求	6件	1件	

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※平成30年度の請求に対して決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、平成30年度の請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。

(令和元年(2019年)10月1日現在)

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが100件(土木部23件、都市整備部14件など)、教育委員会に対するものが41件、上下水道事業管理者に対するものが17件(上下水道経営部2件、上下水道事業部15件)などでした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実施機関名		請求件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市	市長公室	4	3	1	—	—	—	—
	総合政策部	4	2	1	—	—	1	—
	市駅周辺等活性化推進部	3	—	3	—	—	—	—
	市民安全部	1	1	—	—	—	—	—
	総務部	8	5	1	—	2	—	—
	財務部	11	6	3	—	1	—	1
	産業文化部	8	2	6	—	—	—	—
	健康部	5	3	2	—	—	—	—
	長寿社会部	6	2	3	—	1	—	—
	福祉部	5	1	4	—	—	—	—
	子ども青少年部	2	1	—	—	1	—	—
	環境部	6	1	5	—	—	—	—
	都市整備部	14	8	4	—	1	1	—
	土木部	23	2	17	—	4	—	—
会計課	—	—	—	—	—	—	—	
小 計		100	37	50	—	10	2	1
教育委員会	総合教育部	10	4	5	—	1	—	—
	学校教育部	27	9	10	—	7	1	—
	社会教育部	4	2	1	—	—	1	—
	小 計	41	15	16	—	8	2	—
選挙管理委員会		—	—	—	—	—	—	—
公平委員会		—	—	—	—	—	—	—
監査委員		—	—	—	—	—	—	—
農業委員会		—	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		1	1	—	—	—	—	—
上下水道事業管理者	上下水道経営部	2	2	—	—	—	—	—
	上下水道事業部	15	1	13	—	1	—	—
	小 計	17	3	13	—	1	—	—
病院事業管理者		—	—	—	—	—	—	—
議会		1	—	—	—	1	—	—
合 計		160	56	79	—	20	4	1

(3) 部分公開、非公開の適用条項

部分公開及び非公開と決定したものについて、非公開の理由として適用した条項の内訳は、条例第5条第1号の個人に関する情報が38件、同条第3号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が31件、同条第4号の任意提供情報が2件、同条第6号の審議、検討等情報が4件、同条第7号の事務又は事業に関する情報が29件でした。

表3 部分公開、非公開の適用条項

(単位：件)

区 分	平成30年度	平成29年度
請 求 件 数	160	140
部 分 公 開 及 び 非 公 開 件 数	79	76

		平成30年度	平成29年度 (改正条例に基づく決定)
条例第5条第1号	個人に関する情報	38	23
第2号	法令秘情報	—	—
第3号	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	31	15
第4号	任意提供情報	2	—
第5号	公共の安全等に関する情報	—	—
第6号	審議、検討等情報	4	2
第7号	事務又は事業に関する情報	29	21

			平成29年度 (旧条例に基づく決定)
条例第6条第1号	個人に関する情報		12
第2号	法令秘情報		1
第3号	法人等に関する情報		6
第4号	国等との協力関係情報		—
第5号	任意提供情報		—
第6号	意思形成過程情報		2
第7号	事務事業執行過程情報		11
第8号	公共の安全と秩序の維持に関する情報		—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求者の内訳は、市内に住所を有する者が93人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が15人、市内の事務所又は事業所に勤務する者が3人、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものが4人でした。

表4 請求者の内訳

(単位:人)

区 分	平成30年度	平成29年度
市内に住所を有する者	93	77
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	15	18
市内の事務所又は事業所に勤務する者	3	1
市内の学校に在学する者	—	—
市税の納税義務を有する者	—	—
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	4	4
合 計	115	100

2. 保有情報公開の申出 (任意的な公開)

(1) 処理状況

平成30年度の保有情報公開申出は、94件ありました。

保有情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が59件、部分公開が30件、公文書不存在が4件、取下げが1件、公開率は100%でした。

表5 保有情報公開申出処理状況

区 分	平成30年度	平成29年度	
申 出 者 数	61人	72人	
申 出 件 数	94件	107件	
処 理 状 況	全 部 公 開	59件	57件
	部 分 公 開	30件	41件
	非 公 開	—件	—件
	存 否 応 答 拒 否	—件	—件
	不 存 在	4件	1件
	取 下 げ	1件	8件
	却 下	—件	—件
公 開 率	100%	100%	

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※申出者数は延べ人数です。

※平成30年度の公開申出に対して回答を行った件数を計上しています。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが69件、上下水道事業管理者に対するものが13件、教育委員会に対するものが12件でした。

表6 実施機関別申出件数

(単位:件)

実施機関名	申出件数	処 理 状 況						
		全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下	
市長	総合政策部	—	—	—	—	—	—	—
	市駅周辺等活性化推進部	—	—	—	—	—	—	—
	市民安全部	10	9	1	—	—	—	—
	総務部	—	—	—	—	—	—	—
	財務部	3	3	—	—	—	—	—
	産業文化部	3	2	1	—	—	—	—
	健康部	8	6	1	—	1	—	—
	長寿社会部	—	—	—	—	—	—	—
	福祉部	3	1	2	—	—	—	—
	子ども青少年部	3	2	1	—	—	—	—
	環境部	7	5	2	—	—	—	—
	都市整備部	22	19	1	—	2	—	—
	土木部	9	2	6	—	1	—	—
	会計課	1	1	—	—	—	—	—
小計	69	50	15	—	4	—	—	
教育委員会	総合教育部	4	2	2	—	—	—	—
	学校教育部	1	1	—	—	—	—	—
	社会教育部	7	6	1	—	—	—	—
小計	12	9	3	—	—	—	—	
上下水道事業管理者	上下水道経営部	—	—	—	—	—	—	—
	上下水道事業部	13	—	12	—	—	1	—
小計	13	—	12	—	—	1	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	
合計	94	59	30	—	4	1	—	

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

なお、「その他」には実施機関を特定する前に取下げになったものを計上しています。

Ⅱ－１．個人情報保護制度の運用状況

１．保有個人情報開示等の請求

(1) 処理状況

平成30年度の保有個人情報開示等請求は98件あり、開示請求が96件、訂正請求が1件、利用停止等請求が1件でした。

保有個人情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が36件、部分開示が35件、非開示が2件、存否応答拒否が3件、不存在が18件、取下げが2件、開示率は93.4%でした。

保有個人情報訂正請求に対する処理状況を見ると、非訂正が1件でした。

保有個人情報利用停止等請求に対する処理状況を見ると、非消去が1件でした。

表7 保有個人情報開示等請求処理状況

区分	平成30年度			平成29年度	※開示等率=(全部開示等件数+部分開示等件数) ÷(請求件数-取下げ等)×100 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。 ※請求者数は延べ人数です。 ※平成30年度の開示等請求に対する決定を行った件数を計上しています。 ※審査請求の件数は、平成30年度の開示等請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。(令和元年(2019年)10月1日現在)	
	保有個人情報開示請求	保有個人情報訂正請求	保有個人情報利用停止等請求	保有個人情報開示請求(自己情報開示請求)		
請求者数	80人	1人	1人	69人		
請求件数	96件	1件	1件	85件		
処理状況	全部開示等	36件	1件	1件	46件	
	部分開示等	35件	1件	1件	29件	
	非開示等	2件	1件	1件	1件	
	存否応答拒否	3件	1件	1件		
	不存在	18件	1件	1件	9件	
	取下げ	2件	1件	1件	1件	
	却下	1件	1件	1件	1件	
開示等率	93.4%	0%	0%	100%		
審査請求	1件	—	—	4件(注)		

(注) 審査請求後、4件を1件に併合しました。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが87件(市民安全部35件、財務部14件、市長公室11件など)、教育委員会に対するものが5件、病院事業管理者に対するものが6件でした。

表8 実施機関別請求件数

(単位：件)

		請求件数	処 理 状 況						
			全部 開示等	部分 開示等	非開示等	存否応 答拒否	不 存 在	取 下 げ	却 下
市 長	市長公室	11	6	—	—	—	4	1	—
	総合政策部	1	1	—	—	—	—	—	—
	市民安全部	35	4	25	1	2	3	—	—
	総務部	4	1	2	—	—	1	—	—
	財務部	10	7	1	2	—	—	—	—
	健康部	3	1	1	—	—	1	—	—
	長寿社会部	8	5	1	—	—	2	—	—
	福祉部	4	2	2	—	—	—	—	—
	子ども青少年部	2	—	1	—	1	—	—	—
	環境部	1	—	—	1	—	—	—	—
	都市整備部	1	—	—	—	—	1	—	—
	土木部	3	2	—	—	—	1	—	—
小 計		83	29	33	4	3	13	1	—
教 育 委 員 会	総合教育部	2	1	—	—	—	1	—	—
	学校教育部	3	—	2	—	—	—	1	—
	小 計	5	1	2	—	—	1	1	—
病院事業管理者		6	3	—	—	—	3	—	—
固定資産評価審査委員会		4	3	—	—	—	1	—	—
合 計		98	36	35	4	3	18	2	—

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 部分開示、非開示及び存否応答拒否の適用条項

部分開示、非開示及び存否応答拒否と決定したものについて、その理由として適用した条項の内訳は、条例第15条第1項第2号の開示請求者以外の個人に関する情報が20件、同項第3号の法令秘情報が1件、同項第4号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が22件、同項第8号の事務又は事業に関する情報が6件でした。

表9 部分開示、非開示及び存否応答拒否の適用条項

(単位：件)

区 分	平成30年度	平成29年度
請 求 件 数	96	85
部分開示、非開示及び存否応答拒否件数	40	29

		平成30年度	平成29年度 (改正条例に 基づく決定)
条例第15条第1項第1号	開示請求者に関する情報	—	—
第2号	開示請求者以外の個人に関する情報	20	12
第3号	法令秘情報	1	1
第4号	法人等又は事業を営む個人の 当該事業に関する情報	22	11
第5号	任意提供情報	—	—
第6号	公共の安全等に関する情報	—	—
第7号	審議、検討等情報	—	—
第8号	事務又は事業に関する情報	6	2
第9号	公益的非開示情報	—	—

			平成29年度 (旧条例に基 づく決定)
条例第16条第2項第1号	法令等の規定によるもの		—
第2号	個人の評価、判定、診断等に関する情報		—
第3号	事務事業の適正かつ公正な執行に著しい 支障を及ぼすおそれのある情報		—
第4号	本人以外のものに関する情報		13
第5号	審議会の意見を聴いたもの		—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

2. 個人情報ファイル

(1) 届出状況

各実施機関が作成した個人情報ファイルの届出状況は、平成31年3月31日現在、450件となっています。

実施機関別の届出状況は、市長が374件（健康部63件、福祉部55件、財務部52件、土木部36件など）、教育委員会が24件（学校教育部10件、社会教育部8件など）、選挙管理委員会が8件、農業委員会が11件、上下水道事業管理者が32件、議会が1件です。

表 1 0 実施機関別届出件数

(平成 3 1 年 3 月 3 1 日現在、単位：件)

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名	届 出 件 数	
市	市 長 公 室	1 1	選 挙 管 理 委 員 会	8	
	総 合 政 策 部	3	公 平 委 員 会	—	
	市 民 安 全 部	3 5	監 査 委 員	—	
	総 務 部	8	農 業 委 員 会	1 1	
	財 務 部	5 2	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	—	
	産 業 文 化 部	2	上下水道事業 管理者	上 下 水 道 経 営 部	2 8
	健 康 部	6 3		上 下 水 道 事 業 部	4
	長 寿 社 会 部	3 0	小 計	3 2	
	福 祉 部	5 5	病 院 事 業 管 理 者	—	
	子 ど も 青 少 年 部	1 3	議 会	1	
	環 境 部	3 1			
	都 市 整 備 部	3 3			
	土 木 部	3 6			
	会 計 課	—			
	北 部 地 震 被 災 者 支 援 対 策 室	2			
小 計	3 7 4				
教育委員会	管 理 部	6			
	学 校 教 育 部	1 0			
	社 会 教 育 部	8			
	小 計	2 4			

3. 個人情報の目的外利用等

- (1) 枚方市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 6 号及び同条例第 1 0 条第 3 項第 5 号の規定による目的外利用等の状況

枚方市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 6 号の規定により目的外利用をし、又は同条例第 1 0 条第 3 項第 5 号の規定による提供を受けて目的外利用をしたのは 7 4 件で、実施機関内（市長、教育委員会及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

- <参考>
- ・枚方市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 6 号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認めるとき。
 - ・同条例第 1 0 条第 3 項第 5 号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認める場合において、他の実施機関に提供するとき

目的外利用の状況

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの 名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を認めた期間
1	市民活動課	市民室	住民基本台帳	住所、生年月日、性別、世帯番号、住所キー	自治会区域ごとの人口・世帯数・高齢化率等を算出し、自治会に提供するため	平成30年4月24日から 平成31年3月31日まで
2	税制課	市民室	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、続柄番号、性別、生年月日、郵便番号、届出住所、現住所、通称名、前住所、前住所、転入前住所、世帯番号、異動日、住民日、異動事由、住民届出日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所、減異動事由、再転入フラグ、外国字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	住基連携データとの整合性確認のため	平成30年4月2日から 平成31年3月30日まで
3	資産税課	市民室	住民基本台帳	氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、住所（現・前・転入前・転出地）、方書（現・前・転入前・転出地）、通称名、世帯番号、世帯主氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定事由、減届出日、減異動事由、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、在留資格、在留期間等、外国人住民日	税務署への固定資産課税台帳記載事項通知事務及び法定相続人調査事務に使用するため	平成30年4月11日から 平成31年3月31日まで
4	資産税課	開発調整課	建築確認申請交付・受付カード	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	平成30年4月11日から 平成31年3月31日まで
5	資産税課	開発調整課	建築計画概要書	建築主の氏名、申請地の地名・地番、確認番号、確認日、完了検査日	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	平成30年4月11日から 平成31年3月31日まで
6	資産税課	開発調整課	事前協議書	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積・平面図・立面図	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	平成30年4月11日から 平成31年3月31日まで

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を認めた期間
7	資産税課	開発調整課	建築確認申請処理経過台帳	建築主の氏名・住所、建築予定 物件の所在地・建物の種類・構 造・床面積	固定資産税賦課業務に係る家屋 評価調査の資料とするため	平成30年4月11日から 平成31年3月31日まで
8	資産税課	農務委員会	(1)農業委員会議案書 (2)受付簿	農地法第4条、第5条の許可・届 出申請、同法第4条第1項第8号、 畑作転換に関する以下の項目 受付日、申請人住所氏名、譲受 人住所氏名、用途、物件の表 示、受理通知日及び受理通知番 号、許可日、許可番号	固定資産税賦課業務に係る田畑 に関する申請情報を確認するた め	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
9	健康総務課	危機管理室	東日本大震災被災者にかかると 内対象者	氏名、世帯員数	枚方市健康・医療・福祉フェ スティバルにおける市内避難者支 援に伴う、受付名簿の作成等の ため	平成30年9月30日から 平成30年9月30日まで
10	国民健康 保険室	市民室	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、 整理(宛名)番号、性別、生 年月日、続柄、届出日、郵便番 号、現住所、現住所方書、通称 名、前住所、前住所方書、転入 前住所、転入前住所方書、世帯 番号、世帯主漢字氏名、異動 日、異動事由、住民届出日、住 民日、住定届出日、住定日、住 定事由、転出地住所、減届出 日、減異動事由、転出地住所方 書、減異動日、処理日、誤謬、 世帯内順序、再転入フラグ、外 字作成中フラグ、入力地等	国民健康保険業務における世帯 構成等の確認のため	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで
11	国民健康 保険室	市民室	住民基本台帳	個人番号、氏名、性別、生年月 日、続柄、届出日、現住所、通 称名、前住所、転入前住所、世 帯番号、世帯主氏名、異動日、 異動事由、住民届出日、住民 日、住定届出日、住定日、住定 事由、転出地住所、在留資格、 在留期間等、外国人住民日、国 籍等	後期高齢者医療被保険者資格を 適正に管理するため	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで

NO	目的外利用を した課	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を認めた期間
17	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、住民届出日、異動事由、住民届出日、住定事由、住定日、理日、誤謬、外国人住民日、コード等	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防接種に係る業務に必要なため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
18	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、住民届出日、異動事由、住民届出日、住定事由、住定日、理日、誤謬、外国人住民日、コード等	無許可営業等の旅館業に対する監視・指導業務に使用するため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
19	保健衛生課	下水道管理課	宅内改造工事に係る申請履歴	浄化槽から公共下水道に改造工事を行った住所、氏名	浄化槽台帳に登録されている浄化槽の中で、廃止届未提出のもの を廃止するため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
20	保健予防課	障害福祉室	自立支援医療(精神通院)事務連絡等綴 自立支援医療(精神通院)進達綴	自立支援医療(精神通院)受給の有無、有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別	精神保健福祉法第22条から第26条の3の規定による申請通報又は届出があったものについて調査を行うため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
21	保健予防課	障害福祉室	精神障害者保健福祉手帳事務連絡等綴	精神保健福祉手帳所持の有無、等級、有効期限、更新手続の有無	精神保健福祉法第22条から第26条の3の規定による申請通報又は届出があったものについて調査を行うため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
22	保健センター	市民室	住民基本台帳	国籍、本籍、在留カード等の番号	乳幼児健診未受診児のうち、枚方市に住民票を置いたまま海外居住していると把握したものに ついて、東京入国管理局へ出入 (帰) 国記録を照会するため	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで

NO	目的外利用を した課	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を認めた期間
23	保健センター	市民室	住民基本台帳	個人番号(履歴)、氏名(通称名)、生年月日、住所、性別、市民となつた年月日、異動日、異動事由、異動年月日、削除日、処理日	健康増進事業、予防接種事業、母子保健事業等の保健センター業務の実施のため	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで
24	保健センター	生活福祉室	生活保護ケースファイル	氏名、生年月日、性別、住所、ケース番号	枚方市産後ケア事業実施時における利用料の減免及び乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで
25	保健センター	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、ケース番号	生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の検診の実施及びフローの円滑な実施並びに前立腺がん検診、ピロリ菌検査の検診料の免除のため	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで
26	保健センター	保育幼稚園課	保育児童台帳	保育所在籍状況、認定子ども園在籍状況	乳幼児健診未受診児の保育所及び認定子ども園の在籍状況の確認のため	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで
27	保健センター	保育幼稚園課	私立幼稚園就園補助金の対象者データ	氏名、住所、生年月日、所属幼稚園名、申請日	乳幼児健診未受診児に係る私立幼稚園就園補助金申請状況を確認するため	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで
28	保健センター	医療助成課	医療助成事務支援システム 「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「重度障害者医療費助成」の各給付ファイル	各医療の受給者に対する医療助成状況	乳幼児健診未受診児の状況把握のため	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで
29	福祉総務課	市民室	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番号、現住所、現住所方書、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、処理日	民生委員・児童委員の委嘱及び表彰に関する事務に使用するため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
30	障害福祉室	広報課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	平成30年度改訂版福祉のてびき(デイジー版・点字版)を、広報ひらかたのデイジー版・点字版利用者に発送するため	平成30年10月22日から 平成30年10月22日まで

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を認めた期間
31	障害福祉室	市民室	住民基本台帳	異動年月日、異動届年月日、異動事由、世帯番号、宛名番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、続柄、住所、消除此、前住所、転出予定地、個人番号	障害福祉サービス等の支給決定事務の効率化のため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
32	障害福祉室	介護保険課	介護給付費資格照合表	居宅サービス等の利用の有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
33	障害福祉室	介護保険課	高額介護サービス費給付対象者一覧	自己負担額、負担上限額、高額介護サービス費	高額障害福祉サービス等給付費の算出を行うにあたり、介護保険の利用者負担額についても合算の対象となるため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
34	障害福祉室	生活福祉室	生活保護ケースファイル	氏名、生年月日、性別、住所、被保険者番号、要介護度	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認、自立支援医療の給付決定、日常生活用具・補装具給付券の給付決定、高額障害福祉サービス等給付費の支給処理のため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
35	福祉指導課	介護保険課	受給者別給付状況一覧表ファイル	サービス提供年月日、被保険者氏名、被保険者番号、事業所番号、事業所番号、保険者名、保険者番号、要介護度、サービス種類、計画単位数、給付単位数、保険給付額、公費負担額、利用者負担額	サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、行政上の措置に該当若しくはその疑いのある場合、又は介護報酬の請求について不正等が疑われる場合に、事実関係を適確に把握し、公正かつ適切な措置を採るため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
36	子育て事業課	市民室	住民基本台帳	宛名番号、世帯番号、住所、町名コード、氏名、生年月日、性別、続柄、異動事由、異動年月日、届出年月日、本名、通称名	保育所体験事業及びひまわり版ブックスタート事業における事業案内通知の送付並びに乳児家庭全戸訪問事業の対象者の把握のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
37	子育て事業課	年金児童手当課	特別児童扶養手当台帳ファイル	証書番号、受給者氏名、請求年月日、府受付年月日、支給区分、等級、有期年月	福祉行政報告例の報告における児童福祉施設入所者のうち特別児童手当受給児童数の確認のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

NO	目的外利用を した課目	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を認めた期間
38	子育て事業課	保健センター	新生児訪問状況一覧表	訪問日・児の氏名(カナ)・生年月日・自宅住所・年齢(訪問時点での月齢)	こんにちは赤ちやん事業における訪問対象家庭を把握するため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
39	子育て事業課	保育幼稚園課	保育児童台帳	児童氏名、生年月日、保護者氏名、住所、事業所名、利用期間、公定価格、支給認定区分、負担区分、利用者負担額、請求額	病児保育事業において、減免対象者の該当判定に、保育料の階層区分を確認するため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
40	子ども総合相談センター	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、本名、通称名、個人番号、宛名番号、世帯番号、町名コード、異動事由、異動年月日、届出年月日	助産施設入所措置等事務における利用料算定のため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
41	環境保全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳 (3)地番図	土地及び所有者、共有者、所在地番、家屋番号、納税通知書の送付先の住所・電話番号、公示送達の有無	空き地及び空き家の所有者に適正管理指導を行うために、所有者を確認するため	平成30年4月5日から 平成31年3月25日まで
42	都市計画課	資産税課	土地課税台帳	土地の所有者、所在地番、所有者住所	生産緑地法の改正に伴い、生産緑地法第10条の2から同条の4に定める特定生産緑地に関する周知を、生産緑地の土地所有者に行うため。	平成30年6月6日から 平成31年3月31日まで
43	都市計画課	農業委員会事務局	生産緑地小作人及び納税猶予台帳	土地の所有者、所在地番、所有者住所、納税猶予の有無、小作人氏名、小作人住所	生産緑地法の改正に伴い、生産緑地法第10条の2から同条の4に定める特定生産緑地に関する周知を、生産緑地の土地所有者に行うため。	平成30年10月31日から 平成31年3月32日まで
44	建築安全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地・家屋所有者(共有構成員含む)の氏名、住所、地番、地目、地積、家屋番号、構造、床面積、建築年次、家屋の種類、用途、課税評価額	物件の適切な維持保全のための行政指導を行うにあたり、所有者、連絡先の確認及び当該物件の状況を把握するため。	平成30年4月13日から 平成31年3月29日まで
45	交通対策課	市民税課	軽自動車課税台帳	軽自動車課税者の住所、氏名	枚方市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、駅前から撤去した原動機付自転車の返還を行うため	平成30年4月13日から 平成31年3月29日まで

NO	目的外利用を した課室	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利 用 目 的	利用を認めた期間
46	下水道室 上営	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、宛番 号、世帯員氏名・生年月日、 転居年月日、転入年月日	水道料金等の請求・還付及び水 道料金等減免資格認定のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
47	下水道室 上営	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、転居年 月日、転出年月日	下水道事業受益者に対する負担 金の請求及び未収金徴収のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
48	下水道室 上営	資産税課	土地課税台帳兼土地補充課税台 帳	氏名、住所、所在地、地目、地 積、市街調整コード、高圧区 分、各種補正率（私道負担）、 市街化農地サイン	下水道事業受益者（賦課対象 者）及び賦課対象地の確定と受 益者負担金額の算定のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
49	下水道室 上営	児童手当 年手	受給資格者台帳（特別児童扶養 手当）	証書番号、氏名、住所、個人番 号、支給停止・解除年月日、支 給停止・解除理由	水道料金等の減免資格認定のた め	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
50	下水道室 上営	児童手当 年手	受給資格者台帳（児童扶養手 当）	証書番号、氏名、個人番号、住 所、喪失年月日、喪失理由	水道料金等減免資格認定のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
51	下水道室 上営	生活福祉室	生活保護ケースファイル	氏名、住所、廃止年月日、世帯 員氏名、居住状況、公的扶助	水道料金等減免資格認定のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
52	下水道室 上営	障害福祉室	身体障害者更正指導手帳・療育 手帳関係綴・精神保健に関する 綴（精神保健福祉手帳）	氏名、宛番番号、住所、交付 日、再交付日、障害の等級、有 効期限、喪失年月日	水道料金等減免資格認定のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
53	下水道室 上営	市民税課	(1)課税台帳 (2)個人基本ファイル	合計所得金額、所得金額、分離 所得金額、市民税額、府民税 額、年税額、専従者控除額、資 料番号、控除対象配偶者、扶養 人数、専従者区分、専従者人数	水道料金等減免資格認定のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
54	下水道室 上営	介護保険課	介護保険情報ファイル	要介護状態区分、認定日、有効 期間	水道料金等減免資格認定のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
55	下水道管理課	資産税課	家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所、家屋 の所在地番、家屋番号、種類、 構造、床面積	下水道改造資金の助成を行うた め	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
56	下水道管理課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	供用開始される地区内にて、生 活保護受給者が所有する建築物 の件数	枚方市水洗便所等改造資金助成 規則に基づいた補助金の適用に 使用するため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

NO	目的外利用名 をし課	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を認めた期間
57	水道管理課	上下水道 営室	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル (3)調定マスターファイル	水栓番号(A・B)、使用者番号・カナ氏名・電話番号・住所・業種、メータ番号・口径、訂正水量、なお、受水槽方式は親水量)、調定年月、地区番号	枚方市水道施設情報管理システムにデータをとり込み、各種業務(断水情報、水理解析、管網計算、基図修正等)に利用するため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
58	上下水道 計課	上下水道 管理課	枚方市水道施設情報管理システム	使用者住所、水栓番号	上下水道施設整備基本計画策定業務委託を進めるにあたり、鉛管の残存状況及び管路情報を基に鉛製給水管解消計画を策定するため。	平成30年10月31日から 平成31年3月20日まで
59	上下水道 工務課	資産税 課	固定資産税課税台帳	土地所有者の氏名、住所	配水管更新工事に係る地権者連絡先確認のため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
60	学校規 模調 課	市民 室	住民基本台帳	住所、生年月日	学校規模等適正化に関する資料として、小・中学校区の児童・生徒数の推計表や、校区再編時のシミュレーション表、通学距離や通学路の安全性等に関する資料を作成するため	平成30年5月7日から 平成31年3月31日まで
61	おいし い食 給課	生活福 祉室	生活保護システムファイル	世帯主氏名、児童氏名、学校名、学年、ケース番号、地区名、保護の開始・廃止日、居住地、担当者	中学校給食費の負担者を確定するため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
62	おいし い食 給課	学 務 課	就学援助受給認定者情報	学校名、生徒氏名カナ、申請番号、受給開始年月日	中学校給食予約管理事務に利用するため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
63	児童支 援室	子育て 運営課	(1)保育所入所申込書 (2)認定子ども園利用調整申込書 兼保育児童台帳	平成31年度就学予定児童のうち、特別な配慮を要する幼児の氏名・性別・生年月日保育所名	就学指導のため	平成30年5月30日から 平成30年7月30日まで
64	児童支 援室	保育幼 稚園課	(1)保育所入所申込書 (2)認定子ども園利用調整申込書 兼保育児童台帳	平成31年度就学予定児童のうち、障害児保育制度対象幼児の氏名・性別・生年月日・保護者氏名・住所・保育所名、特例加配対象幼児の保護者氏名・住所	就学指導のため	平成30年5月30日から 平成30年7月30日まで

NO	目的外利用を した課目	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を認めた期間
65	学務課	市民室	住民基本台帳	学齢児童・生徒の保護者氏名	学齢簿の作成並びに就学時健康診断通知及び就学通知の郵送に利用するため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
66	学務課	市民室	住民基本台帳	世帯主氏名、保護者氏名、世帯員氏名、世帯番号、個人番号、住所、生年月日、性別、続柄	就学事務や、就学援助費、支援学級等就学奨励費、奨学金、交通災害遺児奨学金に係る業務を行うにあたり、必要のため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
67	学務課	市民税課	課税台帳、世帯員一覧、給与支払報告書綴、市・府民税申告書綴	総所得金額、所得、所得控除の内訳、市民税課税標準額、市民税額、人的控除の人数及び内訳、繰越損失の金額、所得税法による配当控除、所得税法による外国税額控除、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除	就学援助費支給、支援学級等就学奨励費支給、枚方市奨学金支給に係る審査のため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
68	学務課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	学齢児童・生徒の生活保護開始日・廃止日	就学援助費支給及び枚方市奨学生選定に係る審査のため。	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
69	学務課	おいし給食課	学校給食注文情報	就学援助受給中学生の氏名カード、申請番号、月別注文分学校給食費	就学援助の学校給食費支給のため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
70	社会教育課	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、通称名、生年月日、性別	枚方市成人祭事業に伴う案内通知及びアングレートの発送のため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
71	放課後子ども課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日	留守家庭児童会室への入室資格の確認及び入室減免等の必要な通知を行うため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで
72	放課後子ども課	市民税課	課税台帳	合計所得金額、総所得金額、所得の内訳、専従者控除額、配偶者の合計所得、所得控除額合計、所得控除の内訳、扶養控除の人数、扶養障害者数、本人障害の有無、寡婦控除の有無、課税標準額合計、所得税額、市民税額、府民税額、市税額、市民税所得割額、市税額控除等、府民税所得割額、府民税控除等	留守家庭児童会室保育料減免申請審査のため	平成30年4月2日から 平成31年3月30日まで

N0	目的外利用名を した課 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	個人情報を 保管する課名 市 民 室	利用を認めた 個人情報ファイルの名称 住民基本台帳	利用を認めた個人情報の項目 DV等被害に係る支援対象者の 氏名、生年月日、性別、住所、 個人番号	利 用 目 的 閲覧に供する選挙人名簿抄本か らDV等被害に係る支援対象者 を除外するため	利用を認めた期間 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
73				DV等被害に係る支援対象者の 氏名、生年月日、性別、住所、 個人番号	閲覧に供する選挙人名簿抄本か らDV等被害に係る支援対象者 を除外するため	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
74	農 業 委 員 会 局 農 事 務	資 産 税 課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	納税義務者の氏名・生年月日・ 性別・続柄・住所・世帯、共有 構成員、所在地、市街化区分、 土地評価情報（地目・地積）、登 記情報	農地基本台帳管理システム運用 に係る固定データ確認のため	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで

※個人番号は番号法に規定された個人番号ではありません。

※枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により目的外利用をし、又は同条例第10条第3項第5号の規定による提供を受けて目的外利用したときを合わせて「目的外利用」としています。

(2) 枚方市個人情報保護条例第10条第3項第4号に基づく利用目的以外の目的による保有個人情報の提供について

外部提供をした課の名称	長寿社会部 地域包括ケア推進課
外部提供をした日	平成30年6月29日
外部提供をした個人情報ファイル等の名称	ひとり世帯高齢者名簿
外部提供をした保有個人情報の項目	住民基本台帳から抽出した、ひとり世帯の高齢者（65歳以上）24,051人分（件）の以下の情報 氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所
外部提供をした保有個人情報の本来の利用目的	民生委員児童委員が地域の見守り支援を行うため、住民の生活状態を適切に把握する必要があることから、個々の民生委員に対して所属小学校区内の「個別担当地区単位のひとり世帯高齢者名簿」を提供している。
外部提供をした目的の内容	平成30年6月18日に発生した大阪北部地震の余震が懸念されることから、独居高齢者宅での閉じ込め事案や家族等からの安否確認要請等の警察活動を迅速に行い、人の生命、身体の保護につなげる。
外部提供先	枚方警察署長
外部提供する際に付した条件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急かつやむを得ない提供であることから、必要な場合に限って利用すること。また、目的外で利用しないこと。 2. 複製しないこと。 3. 目的達成後は、直ちに処分すること。 4. 利用実績を記録すること。

Ⅱ－２．特定個人情報保護制度の運用状況

１．保有個人情報開示等の請求

(1) 処理状況

平成30年度に保有個人情報開示等請求はありませんでした。

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員

(1) 審議会委員

審議会は、13人の市民及び学識経験者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べるすることができます。

表12 審議会委員名簿

(平成31年3月31日現在)

役職	氏名	推薦団体・役職等
会長	道上達也	弁護士
副会長	畑山満則	京都大学防災研究所教授
委員	荒義重	枚方市民生委員児童委員協議会
委員	三成美保	奈良女子大学副学長
委員	田邊快應	枚方市PTA協議会
委員	山田昇	枚方市青少年育成指導員連絡協議会
委員	笹田庄次	枚方市コミュニティ連絡協議会
委員	田代香織	一般社団法人枚方市医師会
委員	野田隆	奈良女子大学教授
委員	塚本勝俊	大阪工業大学教授
委員	高橋節子	枚方地区人権擁護委員会
委員	上山ノブヨ	枚方・交野地区更生保護女性会
委員	山下安則	北大阪商工会議所

(注) 委員の任期は、令和2年10月25日までの2年間

2. 審議会開催状況

(1) 開催日及び諮問案件

平成30年度の審議会は、以下のとおり3回開催されました。

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成30年8月28日（火）

諮問案件はなし

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成30年11月20日（火）

諮問案件

第609号 枚方市総合コールセンターの運営に係る個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について

第610号 枚方市総合コールセンターの運営に係る要配慮個人情報の収集について

第611号 枚方市みまもりあいステッカー利用支援事業における個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について

第612号 枚方市みまもりあいステッカー利用支援事業における要配慮個人情報の収集について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成31年2月26日（火）

諮問案件

第613号 採用管理システムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について

第614号 タブレット端末を利用した通訳サービスの導入に伴う保有個人情報の外部提供について

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員

(1) 審査会委員

審査会は、5人の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条、枚方市個人情報保護条例第28条に規定する審査請求について審査します。

表13 審査会委員名簿

(平成31年3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
会 長	佐 伯 彰 洋	同 志 社 大 学 法 学 部 教 授

副 会 長	片 桐 直 人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
委 員	小 関 伸 吾	弁 護 士
委 員	山 本 香 織	弁 護 士
委 員	平 良 小 百 合	京都女子大学法学部法学科 准教授

(注) 委員の任期は、令和2年10月14日までの2年間

2. 諮問した審査請求の処理状況

(1) 処理状況

平成30年度に審査会に新たに諮問した審査請求は1件で、保有個人情報開示請求に係る決定についてのもの（平成29年度の決定についての市長に対するもの）でした。

平成30年度に審査会で審査された諮問案件は1件で、このうち、1件について同年度に答申がありました。

表14 審査された諮問案件の処理状況

(単位：件)

区 分	審査請求件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
保有個人情報 開示請求	1	—	1	—	—	—	—

3. 審査会開催状況

(1) 開催状況及び諮問案件

平成30年度は、次の案件の審査のため、2回開催されました。

案件 土木部長他6名との折衝時における、＜当日の当方と枚方市管理職7名との折衝記録の全て＞の保有個人情報不存在の決定に係る審査請求に対する裁決について

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成30年8月2日（木）

審査事項

上記案件について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成30年9月3日（月）

審査事項

上記案件について

表 1 5 諮問された審査請求の内容等

(平成 3 1 年 3 月 3 1 日現在)

審査請求日	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日 及び 裁 決 内 容
審査請求 H30. 4. 27 保有個人情報 開示	土木部長他 6 名との折衝時における、 当日の当方と枚方市管理職 7 名との折 衝記録の全て> 市長（土木総務課、道路河川管理課、交通 対策課、障害福祉室）	不存在	諮問日 H30. 7. 17 答申日 H30. 9. 3 答申内容 実施機関の判断は、妥 当でない 裁決日 H30. 9. 26 裁決内容 認容

参 考 资 料

1. 保有情報公開の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
1	H30. 4. 4	H30. 4. 16	くらわんカーニバルの ・イベント業者決定について ・収支 <対象文書> ・第2回 HIRAKATAくらわんカーにばる実行委員会(会議録) ・HIRAKATAくらわんカーにばる臨時実行委員会(会議録) ・市制施行70周年記念事業「HIRAKATAくらわんカーにばる」負担金の返金について	公開	産業文化部 ひらかた賑わい課	
2	H30. 4. 10	H30. 4. 16	市長のラジオ番組“自遊空間”に関するFMひらかたから広報課宛のメール <対象文書> FMひらかたから広報課宛のメール「市長ラジオ番組 4月テーマについて」(平成30年2月28日付)	部分公開 5-1	市長公室 広報課	
3	H30. 4. 13	H30. 4. 18	春日受水場～津田低区配水場間送水管整備に伴う土質調査委託の金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 上水道工務課	
4	H30. 4. 17	H30. 4. 25	枚方市委託業務総合評価一般競争入札時における参加業者の評価内容 ・発注番号:29SA-1 ・業務名:庁舎清掃業務委託 ・開札日時:平成30年2月2日(金)午前10時00分 <対象文書> 評価基準採点表(3社分)	公開	総務部 総務管理課	
5	H30. 4. 18	H30. 4. 25	北部A地区街路樹剪定委託(H29-1)、北部B地区街路樹剪定委託(H29-2)、南部A地区街路樹剪定委託(H29-5)、南部B地区街路樹剪定委託(H29-6)、中部B地区街路樹剪定委託(H29-4)に係る設計図書(代価表を除く)、当初分のみ	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
6	H30. 4. 20		枚方市学校いじめ対策審議会による市長への報告書(市立〇〇中学校で平成〇〇年〇〇月に起こった生徒の自殺未遂事件について)		教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	取下げ
7	H30. 4. 25	H30. 5. 9	「平成29年度ブロック別徴収事務研修の報告書、研修資料と全ての添付資料」 <対象文書> ・平成29年度税務職員研修 資料 ・「財産調査について」テキスト ・ロールプレイング【事例問題】【コメントシート】【説明・注意点・進め方】 ・情報交換テーマ ・事例研究問題【研究課題】 ・事例研究【回答解説】	公開	財務部 税務室 納税課	
8	H30. 4. 27	H30. 5. 7	「債権回収課、納税課の最新の「業務対応マニュアル」。またはそれに類するもの」のうち納税課に係るもの <対象文書> 滞納整理マニュアル改訂版(改訂16版/29年度)	公開	財務部 税務室 納税課	
9	H30. 4. 27	H30. 5. 1	「債権回収課、納税課の最新の「業務対応マニュアル」。またはそれに類するもの」のうち債権回収課に関わるもの	不存在 ※1	財務部 税務室 債権回収課	
10	H30. 4. 27	H30. 5. 11	2025国際博覧会誘致に向けた署名活動等の協力について(依頼)の決裁文書一式 <対象文書> (1)2025 国際博覧会誘致に向けた署名活動等の協力について(依頼)(平成30年3月2日決裁) (2)2025 国際博覧会誘致に向けた署名活動のご協力について(依頼)(平成30年3月19日決裁)	公開	総合政策部 企画課	
11	H30. 5. 1	H30. 5. 9	添付資料(写真・地図)にある標識看板(A、B、C)に係る全ての文書(製作図面、設置費用、標識の3種の根拠)	不存在 ※2	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	
12	H30. 5. 1	H30. 5. 14	枚方市立菅原生涯学習市民センターの指定候補者として選定された団体に係る申請書類のうち事業計画書 <対象文書> 事業計画書(枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館)	部分公開 5-1 5-3	産業文化部 生涯学習課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
13	H30. 5. 2	H30. 5. 11	H30年3月14日の枚方市コミュニティ連絡協議会第4回役員会及び同年3月22日第4回校区代表者会議に提出した、2025国際博覧会誘致に向けた署名活動の依頼に関する回議書及び全ての添付資料 ＜対象文書＞ (1)2025国際博覧会誘致に向けた署名活動等の協力について(依頼)(平成30年3月2日決裁) (2)2025国際博覧会誘致に向けた署名活動のご協力について(依頼)(平成30年3月19日決裁)	公開	総合政策部 企画課	
14	H30. 5. 2	H30. 5. 16	59路線の平成30年度路線価算定表	公開	財務部 税務室 資産税課	
15	H30. 5. 2	H30. 6. 13	枚方市学校いじめ対策審議会による市長への報告書 ＜対象文書＞ 枚方市学校いじめ対策審議会の所見	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	決定期間 延長決定 H30. 5. 10
16	H30. 5. 9	H30. 5. 10	住居表示台帳(町楠葉一丁目)	公開	市民安全部 市民室	
17	H30. 5. 10	H30. 5. 24	伏見隆枚方市長の直近3カ月(2月、3月、4月)の公用車の使用記録 ＜対象文書＞ 公用車(大阪302ゆ53-1)運行日誌(平成30年2月1日、4日～7日、10日、11日、16日～19日、21日、23日～25日、27日、28日、3月1日～4日、9日～11日、13日、14日、16日、18日、22日、25日、26日、29日、4月1日、2日、4日～6日、8日、9日、11日～13日、15日、18日～20日、22日、24日～27日、29日)	公開	市長公室 秘書課	
18	H30. 5. 10	H30. 5. 21	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け都査府条認定第〇〇号に係る図書のうち、 ①回議書 ②認定申請書頭書 ③理由書 ④配置図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発審査課	
19	H30. 5. 10	H30. 5. 18	〇〇に係る次の書類 ・共同住宅等の建築に伴う協議書 ・共同住宅等計画概要書 ・附近見取図 ・現況図 ・土地利用計画図(配置図) ・配置図(給排水、ガス整備) ・配置図(雨水整備) ・インターネット写真 ・共同住宅等の建築に伴う協議 ・枚方市開発事業等の手続等に関する条例第17条第1項に基づく共同住宅等の建築に伴う協議についての回答 ※個人情報及び印影を除く	公開	上下水道局 上下水道経営部 下水道管理課	
20	H30. 5. 11	H30. 5. 24	3路線の平成30年度路線価算定表	公開	財務部 税務室 資産税課	
21	H30. 5. 15	H30. 5. 23	岡東中央公園他管理業務委託、御殿山・牧野駅前花壇等管理委託、樟葉駅前花壇等管理委託、津田・枚方公園駅前花壇等管理委託、枚方市駅前花壇他管理委託、天野川緑道管理業務委託、車塚公園管理業務委託に係る設計図書(代価表を除く)(当初分のみ)(平成30年度分)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
22	H30. 5. 15	H30. 5. 22	平成30年度 樟葉台場跡史跡公園管理業務委託に係る金入り設計書(代価表を除く)	部分公開 5-7	教育委員会 社会教育部 文化財課	
23	H30. 5. 15	H30. 5. 24	出口排水路他除草委託、水面回廊樹木管理委託、北谷川他除草委託、枚方1号水路他除草委託に係る金入り設計書(代価表を除く)(当初分のみ)(平成30年度分)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
24	H30. 5. 18	H30. 5. 24	北部地区除草委託(H30-1)、中部地区除草委託(H30-2)、部地区除草委託(H30-3)に係る金入り設計書の全て	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
25	H30. 5. 18	H30. 6. 1	平成30年度除草作業委託(北部)、平成30年度除草作業委託(南部)に係る金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 浄水課	
26	H30. 5. 18	H30. 5. 30	新安居川他除草委託、枚方1号水路他除草委託、出口排水路他除草委託、北谷川他除草委託、水面廻廊樹木管理委託に係る金入り設計書(平成30年度)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
27	H30. 5. 21	H30. 6. 1	平成29年度 高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託に係る金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 浄水課	
28	H30. 5. 21	H30. 7. 4	①枚方市入札監視員会議の談合疑義情報の会議録(現存するもの全て、会議資料は除く) ②市談合情報対応緊急会議の会議録2008年度以降(過去10年分、会議資料は除く) <対象文書> ・入札監視員会議の議事要録又は会議録(平成14~28年度)(40件) ・談合情報対応緊急会議の会議録(平成20~29年度)(37件)	部分公開 5-1 5-3 5-6	財務部 契約課	決定期間 延長決定 H30. 6. 4
29	H30. 5. 23	H30. 5. 29	枚方市アダプトプログラム ○○の協定書並びに関係する全ての文書 <対象文書> (1)回議書「枚方市アダプトプログラムにおける合意書」の締結について (2)枚方市アダプトプログラムについての合意書 (3)枚方市アダプトプログラム変更届 (4)○○ 活動報告書	部分公開 5-1	環境部 環境保全課	
30	H30. 5. 31	H30. 6. 14	添付資料(写真・地図)にある市立○○保育所のフェンスに設置(掲出)の絵看板(18枚)に係る法的又は規則的な根拠文書	不存在 ※3	子ども青少年部 子育て運営課	
31	H30. 5. 31	H30. 6. 5	来庁者自転車駐車場に係る業務委託契約について、契約額(単価契約)の明細を記述した決裁文書(平成30年度分、印影を除く) <対象文書> 来庁者自転車駐車場管理委託について(平成30年3月30日決裁)(印影を除く)	公開	総務部 総務管理課	
32	H30. 5. 31	H30. 10. 2	(1)生きがい創造学園に係る委託契約書(29年分のみ) (2)同じく、委託業務に係る決算書(29年度分) 注)決算総括表のみならず、内訳明細の記述したもの (3)事業見積書 <対象文書> (1)業務委託契約書 (2)平成29年度 生きがい創造学園 業務完了報告書 (3)平成29年度 生きがい創造学園 事業見積書	部分公開 5-3	長寿社会部 地域包括ケア 推進課	原決定 (部分公開) H30. 6. 14
33	H30. 6. 6	H30. 6. 22	・平成29年度卒業生進路先一覧表(平成30年3月31日現在) ・平成29年度進路指導のまとめ(19校分)	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
34	H30. 6. 6	H30. 6. 15	公共下水道第10工区杉山手1丁目污水管布設工事に係る金入り設計書(代価表を含む)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	
35	H30. 6. 7	H30. 7. 12	別添資料(写真・地図)にある上屋設備の設置に係る全ての文書(この設備の管理者 この設備の○○との契約 判明出来るものを含む) <対象文書> 道路占用許可書(枚方市指令土管占○○第○○号)	部分公開 5-1 5-3	土木部 道路河川管理課	決定期間 延長決定 H30. 6. 26
36	H30. 6. 14	H30. 6. 28	香里園町において平成29年度、平成30年度に土のうを配布した履歴がわかる書類と市の浸水対策についての書類、工事するまでの指標(回数(水がついた))のうち、土のうを配布した履歴がわかる書類 <対象文書> 道路施設補修伝票	部分公開 5-1	土木部 みち・みどり室	
37	H30. 6. 14	H30. 6. 28	香里園町において平成29年度、平成30年度に土のうを配布した履歴がわかる書類と市の浸水対策についての書類、工事するまでの指標(回数(水がついた))のうち、土のうを配布した履歴がわかる書類 <対象文書> 災害連絡票	部分公開 5-1	上下水道局 上下水道事業部 上下水道計画課	
38	H30. 6. 14	H30. 6. 28	香里園町において平成29年度、平成30年度に土のうを配布した履歴がわかる書類と市の浸水対策についての書類、工事するまでの指標(回数(水がついた))のうち、市の浸水対策についての書類、工事するまでの指標(回数(水がついた)) <対象文書> 上下水道事業部浸水対策委員会設置要領 上下水道事業部浸水対策委員会 優先度判定シート	公開	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	
39	H30. 6. 22	H30. 7. 6	楠葉・蹉だ・御殿山・牧野・津田・菅原生涯学習センター・図書館の平成30年4月、5月度月例報告書	部分公開 5-1	産業文化部 生涯学習課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
40	H30. 6. 26	H30. 7. 9	平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都安第〇〇号 宅地造成に関する工事の完了検査申請書(申請人〇〇 申請地 枚方市〇〇町〇〇番及び〇〇番)に添付されている工事写真(練積擁壁の部分) ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
41	H30. 6. 28	H30. 7. 12	①資料1 歩道にある看板に係る道路占用許可(全ての文書) ②資料2 ベンチに係る道路占用許可、ベンチ設置費、ベンチ管理者等の扱い文書(「ベンチ設置費」を除く) ③資料3 歩道にある看板付ベンチに係る道路占用許可のうち、ベンチ設置費に係る文書以外の文書	不存在 ※4	土木部 道路河川管理課	
42	H30. 6. 28	H30. 7. 12	①資料1 歩道にある〇〇看板に係る道路占用許可(全ての文書) ②資料2 ベンチに係る道路占用許可、ベンチ設置費 ベンチ管理者等の扱い文書(「ベンチ設置費」を除く) ③資料3 歩道にある看板付ベンチに係る道路占用許可のうち、ベンチ設置費に係る文書 <対象文書> ・支出命令書 件名:ベンチの購入(案件番号:35102) ・支出命令書 件名:香里ヶ丘10丁目地内植栽柵等修繕	部分公開 5-1 5-3	土木部 みち・みどり室	
43	H30. 6. 27	H30. 7. 5	平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇が提出したサービス提供時間に係る変更届出書(様式第3号)及び〇〇の運営規定 <対象文書> ・平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 変更届出書(様式第3号) ・平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 〇〇運営規程	部分公開 5-3	福祉部 福祉指導監査課	
44	H30. 6. 29	H30. 7. 5	平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇が提出した変更届出書(様式第3号)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改訂用) <対象文書> ・平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 変更届出書(様式第3号) ・平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改訂用)	部分公開 5-3	福祉部 福祉指導監査課	
45	H30. 7. 4	H30. 7. 13	市民会館大ホールの耐震工事内容のうち、文化振興課所管分 <対象文書> (1)市民会館の天井補強工事及び耐震診断の実施について(方針)(平成23年5月16日決裁) (2)市民会館大ホールの天井補強工事の実施について(平成23年6月21日決裁) (3)市民会館耐震補強等工事の実施について(平成25年7月26日決裁)	公開	産業文化部 文化振興課	
46	H30. 7. 4	H30. 7. 18	市民会館大ホールの耐震工事内容のうち、施設整備室所管分 <対象文書> (1)市民会館大ホール天井落下防止工事 竣工図 図面番号A-10、11、12 (2)市民会館大ホール・本館・職員会館耐震補強等工事 竣工図 図面番号A-07から11-1、13、15から17-1、19、S-06から15	公開	都市整備部 施設整備室	
47	H30. 7. 10	H30. 8. 2	平成30年7月10日付けで保有情報公開請求のあった「枚方市立図書館第3次グランドビジョン運営方針④<取り組みの方向> d 職員の知識・技術・能力の育成・継承にある「図書館の専門的スタッフの高齢化が進行し、今まで蓄積してきた専門的なノウハウの継承が課題となってきたことから、ノウハウの継承が可能な運営体制の構築にも重点的に取り組みます。」とあります。専門的職員の確保(数・質)の今後の方針に関する今ある文書の全て。(ビジョン実現のために話し合った会議の記録、メモ、資料など) <対象文書> (1)第35期第1回社会教育委員会議 (2)枚方市立図書館第3次グランドビジョン「重点瀬策」進捗状況表 (3)平成29年度 職員研修受講一覧 (4)平成29年度 枚方市職員募集要項(I) 募集職種・採用予定人数等 平成29年度職員採用試験の応募状況	公開	教育委員会 社会教育部 中央図書館	決定期間 延長決定 H30. 7. 24
48	H30. 7. 10		平成27年10月1日～20日に実施されたパブリックコメントの実施内容		総合政策部 行革推進課	取下げ
49	H30. 7. 11	H30. 7. 18	北部A地区街路樹剪定委託(H30-1)、北部B地区街路樹剪定委託(H30-2)、中部地区街路樹剪定委託(H30-3)、南部地区街路樹剪定委託(H30-4)に係る金入り設計書(代価表を除く)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
50	H30. 7. 11	H30. 7. 20	公園等害虫防除作業委託(中部地区)に係る金入り設計書(代価表を除く)(変更があれば代価表を含む変更分のみ)(平成30年度分)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
51	H30. 7. 11	H30. 7. 19	枚方第一中学校他4校除草作業委託、枚方小学校他5校除草作業委託に係る平成30年度の金入り変更設計書	部分公開 5-7	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
52	H30. 7. 12	H30. 7. 20	・平成30基準年度評価替え用途地区・状況類似地域設定基準書 ・平成30基準年度評価替え標準宅地選定基準書 ・平成30基準年度評価替え路線付設(区分)基準書	公開	財務部 税務室 資産税課	
53	H30. 7. 13	H30. 7. 27	次の回儀書 ①平成27年10月6日枚固審第50号による平成27年度第8回枚方市固定資産評価審査委員会の開催及び報酬の支出について ②平成27年10月21日枚固審第56号による平成27年度第9回枚方市固定資産評価審査委員会の開催について ＜対象文書＞ ①平成27年度第8回枚方市固定資産評価審査委員会の開催及び報酬の支出について(平成27年10月5日付け決裁) ②平成27年度第9回枚方市固定資産評価審査委員会の開催及び報酬の支出について(平成27年10月20日付け決裁)	公開	固定資産評価審査 委員会事務局	
54	H30. 7. 17	H30. 7. 23	平成〇〇年〇〇月〇〇日受付都査事第〇〇号に関する書類一式 (個人情報及び印影に関するものを除く)	公開	都市整備部 開発指導室 開発審査課	
55	H30. 7. 18	H30. 7. 30	生活保護の申請、受給、受給の継続に必要な個人番号(マイナンバー)の取り扱いに関する、上級官庁からの指示、通知、通達、事務連絡等の文書一切 一般公開されている法律・条例・規則等の条文本文については除く ＜対象文書＞ (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則について(添付)(別添を除く) (2)[事務連絡]番号法施行規則の公布について(法律・施行規則を除く) (3)番号法を一部改正する法律(第186回通常国会成立分)について(条文・新旧対照表を除く) (4)「生活保護法施行細則準則について」の一部改正について(通知) (5)生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について	公開	福祉部 生活福祉室	
56	H30. 7. 20	H30. 7. 31	ベンチに係る設置許可(占用)	不存在 ※5	土木部 道路河川管理課	
57	H30. 7. 20	H30. 8. 3	2018年度枚方市立図書館・生涯学習市民センター6館の各々の人員配置 ＜対象文書＞ 楠葉・蹉だ・御殿山・牧野・津田・菅原生涯学習市民センター・図書館の事業計画書(人員配置に係る部分に限る)	部分公開 5-1	産業文化部 生涯学習課	
58	H30. 7. 30	H30. 8. 7	「男性の生き方相談」について、委託先である「枚方人権まちづくり協会」との契約書類 ＜対象文書＞ 平成30年度に締結した「人権ケースワーク事業委託契約書」	公開	市長公室 人権政策室	
59	H30. 8. 2	H30. 8. 16	「淀川渡河橋の検討」に係る下記の 1. 委託成果品及び作成に係る全ての資料・打合せ記録 2. 大阪府に提出した全て資料と協議の会議録全て 3. 委託業者の会社名、住所、代表者名、受注金額、入札方式 4. 議会協議会での配布資料、職員記録の全て 5. 大阪府との打合せ・会議の会議録、メモなど全ての資料 ＜対象文書＞ ・枚方市域道路整備効果検討業務(平成26年3月)成果品 一式 ・平成9年度 淀川新大阪整備基礎調査 報告書(平成10年3月) ・淀川渡河橋の整備について(要望)平成27年10月21日付 ・高槻・枚方市域の道路ネットワークの整備について(要望)平成28年6月15日付 ・高槻・枚方市域の道路ネットワークの整備について(要望)平成29年2月9日付 ・委託契約手続き(依頼)(枚方市域道路整備効果検討業務) ・業務委託契約書(枚方市域道路整備効果検討業務) ・変更契約書(枚方市域道路整備効果検討業務) ・建設委員協議会 資料(平成25年11月27日) ・建設委員協議会 資料(平成26年2月14日) ・建設委員協議会 資料(平成26年6月4日) ・大阪北東部地域道路網意見交換会(第4回)(平成26年1月31日)会議録、資料 ・大阪北東部地域道路網意見交換会(第5回)(平成28年2月16日)会議録、資料 ・大阪北東部地域道路網意見交換会(第6回)(平成28年6月10日)会議録、資料	部分公開 5-1 5-3	土木部 土木政策課	
60	H30. 8. 3	H30. 8. 13	添付資料1にあるミラーの設置に係る文書(許可、管理台帳等)のうち、管理台帳 ＜対象文書＞ カーブミラー台帳(〇〇-〇〇-〇〇)	部分公開 5-1	土木部 道路河川管理課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
61	H30. 8. 3	H30. 8. 13	添付資料2にあるミラーの設置に係る文書(許可、管理台帳等)のうち、管理台帳以外の文書	不存在 ※6	土木部 道路河川管理課	
62	H30. 8. 2	H30. 8. 13	介護職員処遇改善加算に係る資料のうち、〇〇提出の ①2017年度加算申請書一切 ②2017年度実績報告書一切 ③2018年度加算申請書一切 ＜対象文書＞ 〇〇が提出した次の文書 ①平成29年度介護職員処遇改善加算届出書一式 ②介護職員処遇改善実績報告書(平成29年度届出用)一式 ③平成30年度介護職員処遇改善加算届出書一式	部分公開 5-1 5-3	福祉部 福祉指導監査課	
63	H30. 8. 8	H30. 8. 17	「ひらいろ」発行に関する経緯と今後の資金投入に関する書類 ＜対象文書＞ ・回議書「枚方市観光フリーペーパー冊子制作について(平成30年4月26日決裁)」 ・業務委託契約書「枚方市観光フリーペーパー冊子制作業務委託(平成30年5月22日付)」 ・実行計画シート(平成29年度) ・ひらいろ創刊号配布先一覧	部分公開 5-1 5-3	産業文化部 産業文化政策課	
64	H30. 8. 10	H30. 8. 22	枚方市立全中学校の制服(標準服)の規定が図入りでわかる資料(生徒手帳等) ＜対象文書＞ 枚方市立全中学校における服装・身だしなみ等、制服規定に関する書類(19校分)	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
65	H30. 8. 14	H30. 8. 28	磯島第4号線他歩道整備工事、交通バリアフリー磯島北町第1号線道路整備工事に係る金入り設計書	部分公開 5-7	土木部 道路河川整備課	
66	H30. 8. 14	H30. 8. 22	公共下水道第6工区杉山手2丁目污水管布設工事に係る金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	
67	H30. 8. 20	H30. 8. 28	人権政策室が所管する相談業務について、相談員の派遣を依頼している場合、その契約書類(枚方人権まちづくり協会以外の団体、個人との契約を含む) ＜対象文書＞ 人権ケースワーク事業委託契約書(平成30年度分)	公開	市長公室 人権政策室	
68	H30. 8. 21	H30. 9. 4	〇〇マンション建替事業に関し、マンション建替円滑化法に基づく枚方市の許認可等に関連する一切の資料またこれに係り、〇〇との協議に関連する資料(登記を除く)のうち、〇〇との協議に関連する資料 ＜対象文書＞ ・〇〇マンションの建設計画について(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ・見解書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け都査第〇〇号)	部分公開 5-3	都市整備部 開発指導室 開発審査課	
69	H30. 8. 21	H30. 10. 4	〇〇マンション建替事業に関し、マンション建替円滑化法に基づく枚方市の許認可等に関連する一切の資料またこれに係り、〇〇との協議に関連する資料(登記を除く)のうち、マンション建替円滑化法に基づく枚方市の許認可等に関連する一切の資料(登記を除く) ＜対象文書＞ ・〇〇マンション建替組合設立認可申請書 ・〇〇マンション事業計画の変更認可申請書 ・〇〇マンション権利変換計画の認可申請書 ・〇〇マンション権利変換計画の変更認可申請書 ※登記を除く	部分公開 5-1 5-3	都市整備部 景観住宅整備課	決定期間 延長決定 H30. 9. 4 審査請求 H30. 12. 28
70	H30. 8. 22	H30. 8. 30	添付写真・地図にある道路上の排水口/雨水排水口工事現場(香里ヶ丘4丁目)に係る全ての文書 特に工事契約、図面/工事内容、工事現場の案内看板etc ＜対象文書＞ 小規模修繕関係書類 香里ヶ丘4丁目地内集水桝修繕	部分公開 5-1 5-3 5-7	土木部 みち・みどり室	
71	H30. 8. 23	H30. 8. 30	〇〇町において申請された開発行為に該当しない旨の証明願に添付されている土地利用計画図 ＜対象文書＞ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け都査第〇〇号に係る図書のうち、土地利用計画図	公開	都市整備部 開発指導室 開発審査課	
72	H30. 8. 27	H30. 9. 5	公共下水道第63工区新安居川ポンプ場整備工事(電気設備)、公共下水道第62工区新安居川ポンプ場整備工事(機械設備その2)に係る金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	
73	H30. 8. 28	H30. 9. 5	北部A地区街路樹剪定委託(H30-1)、北部B地区街路樹剪定委託(H30-2)、中部地区街路樹剪定委託(H30-3)、南部地区街路樹剪定委託(H30-4)に係る金入り設計書(代価表を除く)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
74	H30. 8. 28	H30. 9. 10	公園等夏期剪定作業委託(中部A地区) 平成30年度分、公園等夏期剪定作業委託(中部B地区) 平成30年度分、公園等夏期剪定作業委託(北部A地区) 平成30年度分、公園等夏期剪定作業委託(北部B地区) 平成30年度分、公園等夏期剪定作業委託(南部A地区) 平成30年度分、公園等夏期剪定作業委託(南部B地区) 平成30年度分、公園等冬期剪定作業委託(南部B地区) 平成29年度分、公園等冬期剪定作業委託(南部A地区) 平成29年度分に係る金入り設計書(代価表を除く)(当初分のみ)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
75	H30. 8. 28	H30. 9. 11	市民会館大ホール・本館・職員会館耐震補強等工事に係る完了検査結果及び工事成績評定結果通知書 <対象文書> 完了検査結果及び工事成績評定結果通知書(平成26年3月24日付け財契第147号)	公開	財務部 工事検査課	
76	H30. 9. 3	H30. 9. 11	楠葉・嵯峨・御殿山・牧野・津田・菅原生涯学習市民センター・図書館の平成30年6月、7月度月例報告書	部分公開 5-1	産業文化部 生涯学習課	
77	H30. 9. 3		枚方市立図書館分室にかかった費用、その内分け 平成28年度の人件費と図書購入費		教育委員会 社会教育部 中央図書館	取下げ
78	H30. 9. 20	H31. 3. 18	枚方市立〇〇学校において、体育の授業(水泳の授業を含む)や部活動の時の更衣について、生徒に配布した文書。(学校だより、学年だより、学級通信など) ・生徒に配布した文書のうち、最新の内容の文書のみでよい。ただし内容の訂正・補足・注意を行った場合、訂正・注意等を知らせる文書と元の文書の両方。(通常は平成30年度に配布した文書となるはずだが、今年度一切文書を配布していないのなら、昨年度配布した文書を。以下順次過去に遡る) ・内容が全く同じ文書が複数存在する場合、配布する生徒がより多い文書だけでよい。(例 内容が全く同じ場合は、「学級通信」よりも「学年だより」の公開を優先とする) <対象文書> 枚方市立〇〇学校において、体育の授業(水泳の授業も含む)等について、配布した文書 ・2018年度〇〇学校保健体育科オリエンテーション「授業をするにあたって」 ・学習の手引き ・水泳の授業がはじまります!!	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	原決定 (公開) H30. 10. 4 再決定 (公開) H30. 12. 12
79	H30. 10. 3	H30. 10. 16	H30年度国及び府の施策並びに予算に関する要望書(国民健康保険分)の決裁文書 <対象文書> 平成30年度国・府への要望等について(平成29年3月28日決裁)	公開	健康部 国民健康保険室	
80	H30. 10. 3	H30. 10. 17	①土地分筆申告書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号) ②土地分筆申告書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号) ③土地分筆申告書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号) ④第二種地成申告書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号) ⑤土地分筆申告書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号) ※添付図面を除く	部分公開 5-3	財務部 税務室 資産税課	
81	H30. 10. 3	H30. 10. 17	①土地分筆申告書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号)に添付の図面 ②土地分筆申告書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号)に添付の図面 ③土地分筆申告書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号)に添付の図面 ④土地分筆申告書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号)に添付の図面	却下	財務部 税務室 資産税課	審査請求 H31. 2. 20
82	H30. 10. 5	H30. 12. 12	枚方市立〇〇学校において、体育の水泳の授業時の、男子生徒の更衣(特に更衣場所)について、生徒に配布した文書。(学校だより、学年だより、学級通信など) ・生徒に配布した文書のうち、最新の内容の文書のみでよい。ただし内容の訂正・補足・注意を行った場合、訂正・注意等を知らせる文書と元の文書の両方。(通常は平成30年度に配布した文書となるはずだが、今年度一切文書を配布していないのなら、昨年度配布した文書を。以下順次過去に遡る) ・内容が全く同じ文書が複数存在する場合、配布する生徒がより多い文書だけでよい。(例 内容が全く同じ場合は、「学級通信」よりも「学年だより」の公開を優先とする) <対象文書> 枚方市立〇〇学校において、体育の授業(水泳の授業を含む)等について配布した文書 ・2018年度 〇〇学校保健体育科オリエンテーション 授業をするにあたって ・学習の手引き 保健体育科	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	原決定 (不存在) H30. 10. 17

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
83	H30.10.9	H30.10.19	(1)枚方市立〇〇学校において、平成30年度の各学級で発行される「学級通信」のうち、体育の水泳が開始される旨の記事(特に更衣場所の連絡をしている記事)がある号を、全学級分。 (2)平成30年9月20日付「保有情報公開請求書」の請求に係る保有情報の内容「枚方市立〇〇学校において、体育の授業(水泳の授業を含む)や部活動時の更衣について、生徒に配布した文書(学校だより、学年だより、学校通信など)」について、枚方市教育委員会事務局が公開を求められている文書を保管している枚方市立〇〇学校に対して、該当文書を提出するよう指示した、事務連絡の文書 ・平成30年10月5日付「保有情報公開請求書」の請求に係る保有情報の内容「枚方市立〇〇学校において、体育の水泳の授業時の、男子生徒の更衣(特に更衣場所)について、生徒に配布した文書(学校だより、学年だより、学級通信など)」により公開された文書の内容によっては、本公開請求は取り下げることもあります。	不存在 ※7	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
84	H30.10.12	H30.10.17	(仮称)枚方市総合文化芸術センター建設工事(建築工事)における落札者の価格内訳書及び中内訳書	部分公開 5-3	財務部 契約課	
85	H30.10.16	H30.10.19	食品衛生法に基づく第一学校給食共同調理場におけるの立入検査の結果(詳細に、具体的に) <対象文書> 食品衛生指導票	公開	教育委員会 総合教育部 おいしい給食課	
86	H30.10.16	H30.10.30	文科省「学校環境衛生基準」に基づく〇〇学校、各教室の検査結果(全て) <対象文書> 平成27年度から平成30年度の環境衛生基準に基づく検査結果	部分公開 5-1 5-3	教育委員会 学校教育部 学務課	
87	H30.10.18	H30.10.26	平成30年10月5日付け保有情報公開請求書、平成30年10月9日付け保有情報公開請求書の請求に係る保有情報の内容について、枚方市教育委員会事務局が、公開を求められている文書を保管している枚方市立〇〇学校に対して、該当文書を提出するよう依頼した、事務連絡の文書又はメール等の電磁的記録(添付ファイルを含む)。	不存在 ※8	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
88	H30.10.23	H30.11.6	(1)枚方市立〇〇学校において、平成30年度の各学級で発行された「学級通信」(呼称に拘らず、学級担任が主に作成し、学級の生徒やその保護者に宛てた広報紙)を、全て。平成30年4月1日より本情報公開請求受付の日までに発行された全学級分全号を、遺漏なく。 (3)平成30年10月9日付け保有情報公開請求書の請求に係る保有情報の内容「枚方市立〇〇学校において、平成30年度の各学級で発行させる学級通信のうち、体育の水泳の授業が開始される旨の記事(特に更衣場所の連絡をしている記事)がある号を、全学級分。」に関して、公開を求められている文書を保管している枚方市立〇〇学校が、枚方市教育委員会事務局に対して送付した文書・メモ等一切の全文及び送信したメール等の電磁的記録(添付ファイル・件名を含む)一切の全文。公開を求められている文書として送信した文書を含む。複数回のやり取りがあれば、その全てのうち、(1)の一部 <対象文書> 学級通信(枚方市立〇〇学校 平成30年度 全学級分)(平成30年10月23日発行分まで)	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
89	H30.10.23	H30.11.6	(1)枚方市立〇〇学校において、平成30年度の各学級で発行された「学級通信」(呼称に拘らず、学級担任が主に作成し、学級の生徒やその保護者に宛てた広報紙)を、全て。平成30年4月1日より本情報公開請求受付の日までに発行された全学級分全号を、遺漏なく。 (3)平成30年10月9日付け保有情報公開請求書の請求に係る保有情報の内容「枚方市立〇〇学校において、平成30年度の各学級で発行させる学級通信のうち、体育の水泳の授業が開始される旨の記事(特に更衣場所の連絡をしている記事)がある号を、全学級分。」に関して、公開を求められている文書を保管している枚方市立〇〇学校が、枚方市教育委員会事務局に対して送付した文書・メモ等一切の全文及び送信したメール等の電磁的記録(添付ファイル・件名を含む)一切の全文。公開を求められている文書として送信した文書を含む。複数回のやり取りがあれば、その全てのうち、(1)の一部及び(3)	不存在 ※9	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
90	H30.11.6	H30.11.13	枚方市エクサルク教室の実施及び委託について(最新分) <対象文書> 枚方市エクサルク教室の実施及び委託(単価契約)について(平成30年2月22日決裁)	公開	長寿社会部 地域包括ケア 推進課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
91	H30. 11. 12	H30. 11. 26	(1)枚方市立〇〇学校において、平成30年度の各学年で発行された「学年だより」(呼称に拘らず、当該学年所属の教諭が主に作成し、その学年の生徒や保護者に宛てた広報紙)を、全て。平成30年4月1日より本情報公開請求受付の日までに発行された、全学年文全号を、遺漏なく。 (2)枚方市立〇〇学校において、平成30年度に発行された「学校だより」(呼称に拘らず、校長が主に作成し、全ての生徒や保護者に宛てた広報紙)を、全て。平成30年4月1日より本情報公開請求受付の日までに発行された全号を、遺漏なく。 (3)枚方市立〇〇学校において、平成30年度在籍の全男子生徒の保護者が、「体育の水泳の授業を受ける上での注意事項」(例えば、授業を見学する際の連絡方法、ラッシュガード着用可否、更衣場所)を知ることができる、校長・学年主任・体育科教諭を含む、枚方市立〇〇学校の教職員が作成した文書。	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
92	H30. 11. 19	H31. 1. 4	市駅周辺活性化推進委員会の第1回から現在までの会議録と全ての配布資料、枚方市における国・府・市有財産の最適利用推進連絡会議の会議録と全ての配布資料、民間アドバイザーとの意見交換の記録と全ての配布資料 <対象文書> ・枚方市駅周辺再整備活性化推進委員会 会議録・資料(第1回～第6回) ・枚方市における国・府・市有財産の最適利用推進連絡会議 要点録・会議の概要・資料(第1回～第9回) ・枚方市駅周辺再整備基本計画アドバイザー意見交換会 要点録	部分公開 5-1 5-3 5-4 5-6	市駅周辺等 活性化推進部	決定期間 延長決定 H30. 11. 28
93	H30. 11. 19	H30. 12. 3	総務委員協議会、建設環境委員協議会の要旨をまとめたメモ(要点録)2017年3・6・9・12月、2018年3・6・9月分	不存在 ※10	市議会事務局	
94	H30. 11. 21	H30. 12. 5	〇〇に係る平成29年度介護職員処遇改善加算計画書及び添付書類 <対象文書> 〇〇が提出した平成29年度介護職員処遇改善加算届出書一式	部分公開 5-3	福祉部 福祉指導監査課	
95	H30. 11. 22	H30. 12. 6	枚方市立〇〇学校において、平成30年度に入学予定の生徒の保護者を対象に行った、入学説明会の資料一式 標準服販売業者より、入学予定の生徒の保護者への配布を依頼された文書も含む。 <対象文書> ・平成30年度 入学説明会 資料 ・入学時におけるPTA委員選出について(ご協力お願い) ・枚方市立樟葉西中学校 標準服販売のご案内 ・体操服のご案内 ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について ・枚方市の中学校給食について ・諸費の口座振替のお願いについて ・平成30年度 宿泊学習代金集金のご案内	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 教職員課	
96	H30. 11. 22	H30. 12. 4	枚方市立〇〇学校において、平成30年度の生徒に配布した生徒手帳。特に枚方市立〇〇学校独自のページを全て <対象文書> 枚方市立〇〇学校が平成30年度の生徒に配布した生徒手帳	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
97	H30. 11. 22	H30. 12. 6	平成30年度枚方市立招堤中学校授業時間割表	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 教育指導課	
98	H30. 11. 22	H30. 12. 6	枚方市エクサルク教室委託料請求書(10月分)・〇〇の業容がわかるもののうち、枚方市エクサルク教室委託料請求書 <対象文書> 請求書(枚方市エクサルク教室実施委託)10月分	部分公開 5-3	長寿社会部 地域包括ケア 推進課	
99	H30. 11. 22	H30. 12. 6	枚方市エクサルク教室委託料請求書(10月分)・〇丸の業容がわかるもののうち、〇〇の業容がわかるもの	不存在 ※11	長寿社会部 地域包括ケア 推進課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
100	H30. 11. 28	H30. 12. 12	<p>・枚方市立〇〇学校において、体育の水泳の授業時の更衣場所に係わる文書。体育科の教員が作成した、「体育の授業を受ける時の注意事項」を伝える文書を想定しているが、この文書が存在しないならば、全学級の学級通信(水泳の授業時の更衣場所を生徒に伝えた号)の公開を求める。</p> <p>・「枚方市教育委員会において、プールの更衣室の使用に関して、各中学校の規模や更衣室の容積などを考慮し使用していると把握している」の、把握している具体的な内容を示す文書</p> <p>・教学児第〇〇号について。平成〇〇年〇〇月〇〇日に、男子生徒がプールの更衣室を使用していない旨の回答が口頭であった18中学校については、予想通りであったので、これらの18中学校に関しては、平成〇〇年〇月〇〇日までのおよそ2か月間、情報公開や情報の提供を求めている。意見を述べるためには事実を知ることが必要であり、18中学校と〇〇学校との、例えば設備面での違いが不明で、未だに意見を述べる段階に至っていない。よって教学児629号の内容は的外れである。枚方市教育委員会が把握している、18中学校と〇〇学校との、例えば設備面での違いの公開・情報の提供を求める。</p> <p><対象文書></p> <p>・水泳授業の心得(〇〇学校体育科)</p> <p>・教育計画(19中学校)</p>	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
101	H30. 11. 28	H30. 12. 12	枚方市立の各小学校で設置されている、「学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階、実態に応じた男女平等教育を推進するための組織」の会議録を、全19中学校分。組織図や設置を示す文書ではなく、話し合われた内容が判る文書を。各中学校に於いて、今年度分の会議録が存在しないならば、昨年度分の会議録の公開を。以下文書が存在するまで、過去に遡る。	不存在 ※12	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
102	H30. 11. 28	H30. 12. 6	枚方市保育所保護者連合会、枚方市職員労働組合保育所支部、枚方市職員労働組合保育所延長保育支部の三者による、市に対しての、「三者統一要求書」及び各園からの「独自要求書」一式(平成26年度から平成30年度の5年度分)	公開	子ども青少年部 子育て運営課	
103	H30. 11. 29	H30. 12. 7	(1)東香里分室の見直しに関する説明会(会議録/要旨(平成30年8月22日分)) (2)東香里分室の見直しに関する説明会(会議録/要旨(平成30年11月6日分))	公開	教育委員会 社会教育部 中央図書館	
104	H30. 11. 30	H30. 12. 12	岡東中央公園横に設置された「公衆喫煙所」の計画段階での決裁表書1枚 <対象文書> 岡東中央公園内喫煙所の新設及び整備に係る〇〇との覚書の締結、その関連手続並びに樟葉駅タクシー乗り場喫煙所に係る覚書の締結について(伺)(平成30年8月31日決裁)(回議書のみ)	公開	環境部 環境保全課	
105	H30. 12. 4		枚方市香里ヶ丘図書館建設工事(機械設備工事)、(仮称)枚方市児童発達支援センター建設工事(機械設備工事)、(仮称)枚方市総合文化芸術センター建設工事(機械設備工事)に係る金入り設計書		都市整備部 施設整備室	取下げ
106	H30. 12. 10	H30. 12. 21	ノルディック及びびくらわんか体操の委託請求書(10月分又は最近)、エクサルクの評価のわかるものうち、エクサルクの評価がわかるもの <対象文書> 枚方市介護予防・生活支援サービス事業の自立支援(行動変容促進)プログラム開発	公開	長寿社会部 地域包括ケア 推進課	
107	H30. 12. 10	H30. 12. 21	ノルディック及びびくらわんか体操の委託請求書(10月分又は最近)、エクサルクの評価がわかるものうち、ノルディック及びびくらわんか体操の委託請求書(10月分又は最近) <対象文書> ・請求書(平成30年度10月分 ノルディック・ウォーク講座業務委託) ・請求書(平成29年度ひらかた元気くらわんか体操(地域包括支援センター実施分)事業スタート支援講座分) ・請求書(平成29年度ひらかた元気くらわんか体操(地域包括支援センター実施分)事業継続支援講座分)	部分公開 5-3	長寿社会部 地域包括ケア 推進課	
108	H30. 12. 10	H31. 1. 23	①枚方での野良ネコにエサを与えている事例(3年間) ②枚方での地域ネコ活動の実態とその事例 <対象文書> ①平成27. 28. 29年度猫苦情相談受付一覧表(内容分類が餌やりのものに限る。) ②平成30年度地域猫登録団体一覧	部分公開 5-1 5-3	健康部 保健所 保健衛生課	決定期間 延長決定 H30. 12. 25
109	H30. 12. 11	H30. 12. 25	生涯学習センター(菅原・御殿山)の指定管理業者との基本協定書(業務内容、金額が判明できる文書) <対象文書> ・枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者 基本協定書 ・枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者 年度協定書	部分公開 5-1 5-3	産業文化部 生涯学習課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
110	H30. 12. 17	H30. 12. 28	①公共の用に供すると確認した年月日の判明出来る文書、又民有地を公共の用に供す、その契約内容が判明出来る文書 ②自転車等放置禁止区域(A・B標示)の具体的範囲(公共の用に供している民有地の範囲)の判明の出来る文書 ③市内で「公共の用に供している」同じ様な取扱いがある「民有地」の場所が判明出来る文書 ＜対象文書＞ ・放置自転車等の処理に関する確認書(昭62. 6. 30) ・樟葉駅周辺の放置自転車等に対する処理に関する確認書(昭62. 5. 28) ・放置自転車等の処理に関する確認書(昭62. 6. 30①) ・放置自転車等の処理に関する確認書(昭62. 6. 30②) ・変更確認書(昭62. 12. 23) ・放置自転車等の処理に関する確認書(平元. 1. 26) ・放置自転車等の処理に関する確認書(平元. 3. 15) ・放置自転車等の処理に関する確認書(平2. 5. 7) ・放置自転車等の処理に関する確認書(平5. 7. 15) ・放置自転車等の処理に関する変更確認書(平10. 8. 18)	部分公開 5-1 5-3	土木部 交通対策課	
111	H30. 12. 20	H31. 1. 4	(1)枚方市教育委員会が、枚方市立の各小中学校に対して、「学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階、実態に応じた男女平等教育を推進するための組織」を設置するよう求めた文書。枚方市教育委員会が、枚方市立の各小中学校に対して発した当該文書が、本情報公開請求に拠らず得られた場合は、本情報公開請求を取り下げることもある。 (2)枚方市立の各小中学校に設置されている、「学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階、実態に応じた男女平等教育を推進するための組織」に関して、各小中学校が枚方市教育委員会に報告した文書を、全小中学校分。報告の内容として、平成29年度の実績(いわゆる「総括」)、平成30年度の組織の構成員等を想定しているが、これらの内容に限定せず公開を求める。 ＜対象文書＞ ・平成30年度 学校園の管理運営に関する指針 ・各小中学校の教育計画	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
112	H31. 1. 7	H31. 1. 11	枚方市〇〇町における建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書類一式 ＜対象文書＞ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け環指第〇〇号)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
113	H31. 1. 9	H31. 1. 18	枚方市職員会館の目的外使用許可について(通知)の決裁文書と全ての添付資料とこれに関する会議の会議録及び全ての配布資料のうち、枚方市職員会館の目的外許可について(通知)の決裁文書と全ての添付資料 ＜対象文書＞ 枚方市職員会館の目的外使用許可について(通知)(平成30年12月26日市長決裁)	公開	総務部 職員課	
114	H31. 1. 9	H31. 1. 22	枚方市職員会館の目的外使用許可について(通知)の決裁文書と全ての添付資料とこれに関する会議の会議録及び全ての配布資料のうち、会議の会議録及び全ての配布資料	不存在 ※13	総務部 職員課	
115	H31. 1. 11	H31. 1. 24	平成〇〇年〇〇月〇〇日付收受都調第〇〇号 公共・公益施設整備協議書に添付されている計画説明概要報告書	部分公開 5-1	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
116	H31. 1. 15	H31. 1. 21	平成〇〇年〇〇月〇〇日に受け付けされた都査開第〇〇号の開発行為許可申請書のうち、造成計画平面図及びD-D～F-F造成計画断面図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発審査課	
117	H31. 1. 16	H31. 1. 30	「枚方市駅周辺再整備活性化」について、マンションがいつ、誰が、どの会合で出て来たのか? ＜対象文書＞ ・第2回枚方市駅周辺再整備活性化推進委員会 会議録、資料3、資料4、資料5 ・第5回枚方市駅周辺再整備活性化推進委員会 会議録、資料1-2、参考資料4	部分公開 5-6	市駅周辺等 活性化推進部	
118	H31. 1. 16	H31. 1. 29	枚方中学校管理棟外壁改修他工事に係る金入り設計書	部分公開 5-7	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室	
119	H31. 1. 16	H31. 1. 29	桜丘小学校増築・長寿命化改修工事に係る金入り設計書	部分公開 5-7	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室	
120	H31. 1. 16	H31. 1. 29	香里小学校長寿命化改修及び増築工事に係る金入り設計書	部分公開 5-7	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
121	H31. 1. 16	H31. 1. 29	第一中学校長寿命化改修他工事に係る金入り設計書	部分公開 5-7	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室	
122	H31. 1. 16	H31. 1. 25	(仮称)枚方市児童発達支援センター建設工事(建築工事)に係る金入り設計書	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室	
123	H31. 1. 22	H31. 2. 5	枚方市各小学校(45校)、各中学校(19校)の不登校生徒数 <対象文書> (1)平成29年度長期欠席・不登校児童・生徒調査表(4月～3月)各小学校(45校) (2)平成29年度長期欠席・不登校児童・生徒調査表(4月～3月)各中学校(19校) (3)平成29年度長期欠席・不登校児童・生徒調査表(4月～3月)全小学校 (4)平成29年度長期欠席・不登校児童・生徒調査表(4月～3月)全中学校	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
124	H31. 1. 23	H31. 2. 5	水面廻廊樹木管理委託に係る金入り設計書(平成25、26、27、28年度分)(当初分を含む)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
125	H31. 1. 28	H31. 2. 1	枚方市が管理する施術所(柔道整復施術所)の一覧(施術所名、住所、開設年月日、開設者氏名) <対象文書> 施術所台帳	公開	健康部 保健所 保健企画課	
126	H31. 1. 29	H31. 2. 8	①公相第〇〇号及び放置自転車等の処理に関する確認書にある「甲」枚方市の管理区分を「公共の場所」と認定した文書 ②同確認書の管理区分を「自転車放置禁止区域」と認定、指定した告示文書 <対象文書> ①放置自転車等の処理に関する確認書(昭和62年6月30日) ②枚方市告示第213号(自転車等放置禁止区域の枚方市駅周辺分)(昭和62年6月10日)	公開	土木部 交通対策課	審査請求 H31. 2. 22
127	H31. 1. 31	H31. 2. 14	〇〇年〇〇月〇〇日付け総職第〇〇号聴聞通知書の決裁文書と全ての添付資料。これを作成するに当たっての打合せ含む会議の会議録と全ての配布資料のうち、〇〇年〇〇月〇〇日付け総職第〇〇号聴聞通知書の決裁文書と全ての添付資料 <対象文書> 聴聞通知書(平成〇〇年〇〇月〇〇日部長専決)	公開	総務部 職員課	
128	H31. 1. 31	H31. 2. 14	〇〇年〇〇月〇〇日付け総職第〇〇号聴聞通知書の決裁文書と全ての添付資料。これを作成するに当たっての打合せ含む会議の会議録と全ての配布資料のうち、打合せ含む会議の会議録及び全ての配布資料	不存在 ※14	総務部 職員課	
129	H31. 2. 1	H31. 2. 14	枚方市立〇〇学校において、平成30年度の保護者(特に1年生の保護者)に対して、「体育の水泳の授業時の、ゴーグルの着用の可否」を伝えた文書。男子と女子で、あるいは学年ごとに異なる文書で、「ゴーグルの着用の可否」を伝えたなら、その全ての文書 <対象文書> 水泳の授業が始まります！！	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
130	H31. 2. 1	H31. 2. 7	・昭和61年黒田川整備事業水路築造工事 完成図書 ・黒田川整備事業水路築造工事 平面図(2/3) 番号1/19、横断図(6/8) 番号7/19、水路工及び仮設工標準図 B-1型 B-2型 番号10/19 ※個人情報及び印影を除く	公開	上下水道局 上下水道経営部 下水道管理課	
131	H31. 2. 4	H31. 2. 15	香里こもれび水路樹木管理委託に係る金入り設計書(平成26～30年度分)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
132	H31. 2. 8	H31. 2. 20	〇〇自治会から枚方市に提出された文書 <対象文書> 要望書「〇〇のゴミ入れ撤去のお願いについて」	部分公開 5-1	土木部 みち・みどり室	
133	H31. 2. 15	H31. 2. 27	・公共下水道津田南町2丁目地区污水管実施設計委託に係る金入り設計書(平成29年度分) ・公共下水道茄子作南町地区他污水管実施設計委託に係る金入り設計書(平成30年度)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	
134	H31. 2. 15	H31. 2. 28	東香里元町地区他雨水管整備実施設計委託に係る金入り設計書(平成29年度分)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
135	H31. 2. 21	H31. 3. 7	平成28年度から30年度における下記の文書 枚方市立〇〇学校において、体育の水泳の授業時に注意事項を伝えるために生徒に配布した文書。男子と女子で、あるいは学年ごとに異なる文書を生徒に配布した場合は、全生徒を網羅するように配布した全ての文書。学習のオリエンテーション時などの機会に生徒に配布した、体育の授業を受ける上での注意事項全般を記した文書に、水泳の授業時の注意事項が少しでも含まれている場合は、その文書の公開も求める。	不存在 ※15	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
136	H31. 2. 26	H31. 3. 5	枚方市駅周辺放置自転車・原付バイク指導巡回等の①契約に係る文書、②業務内容に係る文書、③放置自転車・原付バイク指導巡回員の配置に係る法的根拠 ※個人情報及び印影を除く <対象文書> ・放置自転車対策指導・移送業務委託(枚方市駅)契約書・仕様書(平成30年度) ・枚方市自転車等の放置防止に関する条例(昭和61年12月24日) ※個人情報及び印影を除く	公開	土木部 交通対策課	
137	H31. 3. 1	H31. 3. 15	枚方市立の各小中学校で設置されているはずの、「学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階、実態に応じた男女平等教育を推進するための組織」が、実際に機能している(男女平等教育に関して当該組織で実際に話し合われている)ことを示す文書を、全19中学校分、教育計画等の、計画や予定を記載した文書は、本公開請求の対象ではない。各中学校において、今年度分の該当文書が存在しないならば、昨年度分の文書の公開を。以下文書が存在するまで、過去に遡る。のうち、10校分 <対象文書> ・蹉だ中学校 道徳指導案 ・第一中学校 2年生:性の学習～デートDV予防教育～について ・津田中学校 子どもが抱える性の多様性「同性愛」や「トランスジェンダー/性同一性障害」 ・中宮中学校 CMから学ぶ ・楠葉中学校 2年生LGBT講演会 ・楠葉西中学校 【性の多様性を考えよう!】 ・長尾中学校 性的マイノリティー講演 事前学習指導案 ・杉中学校 ～デートDVについて考えよう～ ・山田中学校 道徳指導案 ・長尾西中学校 LGBT勉強会	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
138	H31. 3. 1	H31. 3. 15	枚方市立の各小中学校で設置されているはずの、「学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階、実態に応じた男女平等教育を推進するための組織」が、実際に機能している(男女平等教育に関して当該組織で実際に話し合われている)ことを示す文書を、全19中学校分、教育計画等の、計画や予定を記載した文書は、本公開請求の対象ではない。各中学校において、今年度分の該当文書が存在しないならば、昨年度分の文書の公開を。以下文書が存在するまで、過去に遡る。のうち、第二中学校・第三中学校・第四中学校・枚方中学校・招提中学校・東香里中学校・渚西中学校・桜丘中学校・招提北中学校分	不存在 ※16	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
139	H31. 3. 4	H31. 3. 8	鍼灸、あん摩治療院の新規開設、廃止についての一覧 期間:H30. 1. 1からH31. 2. 28 項目:開設日時、治療院名称、住所、電話番号、代表者氏名 廃止日時、治療院名称、住所、電話番号、代表者氏名 <対象文書> 施術所台帳(H30. 1. 1からH31. 2. 28までの受理分)	公開	健康部 保健所 保健企画課	
140	H31. 3. 4	H31. 3. 12	枚方市〇〇町〇〇 建築確認〇〇年〇〇月〇〇日〇〇号 3階4階建になってる確認 地積測量図があるのに境界ごまかし(確認申請書と境界図)	不存在 ※17	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
141	H31. 3. 8	H31. 3. 20	平成〇〇年〇〇月〇〇日16:00～17:00〇〇店における立入検査(〇〇)の結果に伴う指導書	部分公開 5-3 5-7	健康部 保健所 保健衛生課	
142	H31. 3. 8	H31. 3. 20	・平成30年4月～平成31年3月→リサイクル品(空き缶)回収の1ヵ月ごとの総重量(3月分がなければ2月分(最新分)まで) ・リサイクル品(空き缶)の盗難防止としての委託料 <対象文書> ・資源ごみ等の持ち去り行為禁止啓発及び不法投棄防止対策業務委託に係る契約書及び仕様書 ・30年度資源ごみ量報告集計表(2月分(最新分)まで)	部分公開 5-3	環境部 減量業務室	
143	H31. 3. 8	H31. 3. 22	①平成30年度4月～平成31年3月〇〇学校1学年(全学年)の給食残食率 ②平成30年度4月～平成31年3月1学年の給食費収支報告書 ③給食用物資購入構成 平成30年度4月～平成31年3月(主食・副食・飲み物別) のうち、③ <対象文書> ・平成30年度第2学期枚方市学校給食会中学校給食物資会計中間決算報告について ・中学校給食物資会計歳入歳出中間決算報告書	公開	教育委員会 総合教育部 おいしい給食課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
144	H31. 3. 8	H31. 3. 22	①平成30年度4月～平成31年3月〇〇学校1学年(全学年)の給食残食率 ②平成30年度4月～平成31年3月1学年の給食費収支報告書 ③給食用物資購入構成 平成30年度4月～平成31年3月(主食・副食・飲み物別) のうち、①及び②	不存在 ※18	教育委員会 総合教育部 おいしい給食課	
145	H31. 3. 8	H31. 3. 22	〇〇学校の ・平成30年4月から平成31年3月→1学年各教科毎の総授業時間数 ・平成30年4月から平成31年3月→吹奏楽部、部費等の収支報告書 ・平成30年10月25日から26日に行われた1学年の宿泊学習に伴う領収証 ・教育委員会が実施した学校評価(3月分がなければ2月分(最新分)まで) <対象文書> ・平成30年度授業時数報告(2学期末) ・平成30年度吹奏楽部収支決算報告 ・旅行明細書 ・平成30年度学校評価報告書	部分公開 5-1 5-3	教育委員会 学校教育部 教育指導課	
146	H31. 3. 8	H31. 3. 22	平成30年6月18日発生の北部地震によるブロック塀の調査結果、報告書(くずは地区の通学路、学校施設) <対象文書> コンクリートブロック点検集約(樟葉小学校、樟葉南小学校、樟葉西小学校、樟葉北小学校、楠葉中学校、楠葉西中学校)	公開	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室	
147	H31. 3. 8	H31. 3. 22	平成30年6月18日発生北部地震によるブロック塀の調査結果、報告書(くずは地区の通学路、学校施設) <対象文書> (1)市町村とりまとめシート(通学路におけるブロック塀等の危険箇所)(くずは地区) (2)点検個票(市町村教育委員会用)	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
148	H31. 3. 11	H31. 3. 25	総務管理課と枚方シルバー人材センターとの契約(来庁者自転車駐車場に係る)の支払済の金額 30年1月～12月までの月額支払額 <対象文書> 来庁者等駐輪場管理事務に係る支出負担行為決議書(30年1月～12月まで)	公開	総務部 総務管理課	
149	H31. 3. 14	H31. 3. 28	枚方市〇〇学校において、各教科の学習の内容や授業を受ける上での注意事項をまとめた文書のうち、1年生に配布した文書を全教科分、年度当初に行われる、教科オリエンテーションなどと呼ばれる機会に配布されることが多いが、どの機会に生徒に渡ったかは限定しない。最新の文書を希望するので、通常は平成30年度の入学生に配布した文書がこれに該当するが、平成30年度に配布していなければ、平成29年度に配布した文書を。以下文書が存在するまで過去に遡る。 <対象文書> 1年 学習のてびき 平成30年度	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
150	H31. 3. 15	H31. 3. 29	〇〇より寄贈を受けた喫煙所に係る全ての文書 <対象文書> ・喫煙場所の整備に関する〇〇との覚書の締結について ・喫煙設備の寄付の収受について	部分公開 5-3	環境部 環境総務課	
151	H31. 3. 15	H31. 3. 29	〇〇より寄贈を受けた喫煙所に係る全ての文書 <対象文書> ・本庁者来庁者用喫煙スペースの移設について ・喫煙場所の整備に関する〇〇との覚書の締結について ・喫煙設備の寄付の収受について	部分公開 5-1 5-3	総務部 総務管理課	
152	H31. 3. 18	H31. 3. 28	〇〇町〇〇丁目〇〇に係る石綿排出等作業実施届出書一式、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書一式 <対象文書> ・石綿搬出等作業実施届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日収受環指第〇〇号) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日収受環指第〇〇号)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
153	H31. 3. 19	H31. 3. 28	平成31年4月6日(土)の公聴会開催の決裁書と全ての添付資料 <対象文書> 東部大阪都市計画第一種市街地再開発事業の決定等に係る都市計画公聴会の開催及び告示等について(枚方市駅周辺地区)	公開	都市整備部 都市計画課	
154	H31. 3. 19	R1. 5. 7	①市駅東地区再整備検討協議会 ②平成30年12月市駅周辺地区再開発準備組合の設立会議の会議録と一切の配布資料 <対象文書> ・第1回～第7回枚方市駅東地区再整備検討協議会 要点録 ・第1回～第5回枚方市駅東地区再整備検討協議会 配布資料 ・枚方市駅周辺地区市街地再開発準備組合 設立総会 議事録 ・枚方市駅周辺地区市街地再開発準備組合 設立総会 配布資料	部分公開 5-1 5-3 5-4 5-6	市駅周辺等 活性化推進部	決定期間 延長決定 H31. 3. 26 審査請求 H31. 6. 28 (2件)

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
155	H31. 3. 19	H31. 3. 28	平成30年2月の地元説明会(新町)の会議録と一切の配布資料 <対象文書> (1)枚方市駅周辺再整備ビジョンの全体概要及び交通基盤整備における地元説明会(会議録) (2)枚方市駅周辺の交通基盤整備に伴う説明会の開催について(お知らせ) (3)枚方市駅周辺の交通基盤整備について	部分公開 5-1	土木部 道路河川整備課	
156	H31. 3. 20	H31. 3. 28	平成31年3月15日付け教学児第〇〇号により公開された資料が、実際にいつ・どこで使用されたかが明確に判る文書。例えば、提案者又は提案組織が明記された上で、具体的な実施に関して、主任会議・職員会議等へ提出された提案の文書。(指導案のみの公開では不十分)(枚方市立津田中学校・中宮中学校・杉中学校・楠葉西中学校・山田中学校・蹉だ中学校)	不存在 ※19	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
157	H31. 3. 25	H31. 4. 4	①別紙Aを発するまでの起案書、会議録、決裁書 ②別紙Aの1の手続きの流れについて 手続きの流れにも書いてある道路法第32条第5項の協議書を占有申請者(担当者)に所轄の警察署に運搬させている条例、規則、規程、決裁文書(以下条例等という) ③別紙Aの2の書類の提出方法について 道路許可申請書の3部提出は、枚方市道路占用規則第2条に明記されているが、提出方法では3通共朱肉で押印とあるが、3通共朱肉でなければならない条例等 ④別紙Bの道路占用許可申請書について 申請者の下の欄に(担当者)とあるが、担当者とは誰をさすのか、わかる条例等	不存在 ※20	土木部 道路河川管理課	審査請求 H31. 7. 2
158	H31. 3. 27	H31. 4. 19	枚方市ふるさと寄附金において〇〇が提供した返礼品に関する別紙の事項に関する情報全て <対象文書> ①枚方市ふるさと寄附のご案内パンフレットに掲載していた〇〇の返礼品について関係 ・枚方市ふるさと寄附金のパンフレット ・大阪府消費生活センターに提出した返礼品の品目毎の数量 ②平成30年3月23日付け枚方市提供の「枚方市ふるさと寄附金返礼品の誤送付について」と題する報道提供資料について関係 ・寄附者から寄せられた問合せ内容 ・本市発〇〇宛文書 1件 ・〇〇発本市宛文書 7件 ・平成30年3月16日決裁「枚方市ふるさと寄附金返礼品の誤送付に対する本市の対応について」 ・平成30年9月27日決裁「〇〇への不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令に係る事実確認依頼について」 ・〇〇から提供を受けた返礼品に関する問合せ ・平成30年5月23日に大阪府消費生活センターから本市が受けたヒアリングに対する平成30年5月29日付けの回答 ③平成30年9月11日付け総合政策部長名の「〇〇への不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令に係る枚方市の対応について」について関係 ・平成30年9月5日決裁「大阪府消費生活センターへの確認について(本市ふるさと寄附に係る対応について)」 ・ふるさと寄附金返礼品の誤送付の可能性がある対象者へ〇〇から送付したメール文及び枚方市長から送付したお詫び文 ・平成30年3月23日付けで送付した枚方市長からふるさと寄附金返礼品の誤送付の可能性がある対象者へ送付するお詫び文 ・〇〇への不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令に関する枚方市ホームページ画面 ④平成31年3月20日の「[ご寄附いただきました皆様へ重要なお知らせ]」について関係 ・平成28年10月17日決裁「枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者の一次審査結果連絡について」 ・平成28年11月11日決裁「ふるさと寄附金推進事業(第2次運用)における返礼品協力事業者及び返礼品の決定について」 ・平成29年2月13日決裁「枚方市ふるさと寄附金追加返礼品協力事業者の一次審査結果連絡について(既存事業者・第1回)」 ・平成29年度2月27日決裁「ふるさと寄附金推進事業(第2次運用)における返礼品協力事業者及び返礼品の追加・変更について」 ・平成31年3月20日決裁「枚方市の対応について(報告)」	部分公開 5-1 5-3	総合政策部 ひらかた魅力推進課	決定期間延長 決定 H31. 4. 10

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
159	H31. 3. 28	H31. 4. 11	(1)「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」のうち、枚方市立小・中学校の職員室への業者等の立ち入りについて定めた部分。 (2)「枚方市立学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」のうち、枚方市立小・中学校の職員室への業者等の立ち入りについて定めた部分。 (3)「枚方市立学校情報セキュリティ対策実施手順書」のうち、枚方市立小・中学校の職員室への業者等の立ち入りについて定めた部分。 (4)枚方市立小・中学校の教職員に対して、児童・生徒の個人情報がかつた書類について、職員室の机上での事務作業中の留意点を示した文書。 <対象文書> (1)枚方市立学校情報セキュリティポリシー (2)枚方市立学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル (3)枚方市立〇〇〇学校情報セキュリティ対策実施手順書	公開	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
160	H31. 3. 29	H31. 4. 8	香里ヶ丘図書館建て替え工事の3回の入札において応札希望者に示した設計内容、又はその変遷の解る資料 <対象文書> 枚方市立香里ヶ丘図書館建替工事(建築工事)における図面(1回目、2回目、3回目)	公開	都市整備部 施設整備室	

不存在の理由

- ※1 「業務対応マニュアル」の作成をしていないから。
- ※2 当該文書の保存年限が経過し、当該文書を廃棄したため。
- ※3 市立〇〇保育所敷地内のフェンスに設置している制作物は、保育の一環として実施している、当保育所在園児による卒園制作物であり、その作成・掲出について法的又はルールの根拠文書は作成していないため。
- ※4 ①道路占用許可申請がないため。②道路占用許可申請がないため。また、ベンチ管理者等の扱い文書については、文書を作成していないため。③道路占用許可申請がないため。
- ※5 道路占用許可申請がないため。
- ※6 市の管理ではないため。
- ※7 (1)について、本請求に係る文書は作成していないため。(2)については、本請求に係る内容は、電話にて聴取したため。
- ※8 本請求に係る(1)(2)の内容は、電話にて聴取し、事務連絡文書及び電磁的記録は作成していないため。
- ※9 ①学級通信のうち、第1学年2組分については、発行した通信はデータで保存しており、N o 8. 11. 15. 17. 20. 26. 32の通信の保存用データを書き換えて新しい通信を作成した際に、新しく名前をつけて新規保存すべきところを、元データに上書き保存したことにより、上記N o の保存データがなくなったため。第2学年1組分については、学級通信を作成する際に、誤って番号を飛ばして作成したため、N o 50. 73. 102の通信は作成していない。第2学年2組分については、N o 16の通信は、生徒の救命講習の感想を紹介する内容の3回目のもので、題字等をプリントした上に、生徒の作文のコピーを貼った原稿を作成して印刷し、配付したが紙ファイルに綴る時に取り紛れてしまい、紛失したため。第2学年3組分については、発行した通信は紙ファイルに綴っているが、N o 27. 96の通信は、連絡事項確認の小さなサイズのもので、紙ファイルに綴る時に取り紛れてしまったため。第3学年3組分については、N o 30を作成時に誤ってN o 31として以後、誤りにきがつかないままN o 58まで作成・発行を行ったが、N o 58を発行した際に誤りが発覚したため、その次の号もN o 58とすることにより、番号を調整したため。②枚方市立〇〇学校から枚方市教育委員会事務局に対して送付・送信した文書・電磁的記録について、平成30年10月9日付の請求内容については、電話にて当該学校に問い合わせ、「不存在」との回答についても電話で行われたことから、文書及び電磁的記録によるやり取りがないため。
- ※10 職員が組織的に用いるものとして市議会が保有している「委員協議会の要旨をまとめたメモ(要点録)」は存在していないため。
- ※11 本件請求に係る文書は、業務上保有する必要のないことから、取得・作成していないため。
- ※12 本請求に係る文書は作成していないため。
- ※13 本通知文を作成するための会議を開催していないため。
- ※14 本通知文を作成するための打合せの配布資料及び記録は作成しておらず、会議は開催していないため。
- ※15 水泳の授業時の注意事項については口頭で伝えていたため、本請求に係る文書は作成していないため。
- ※16 本請求に係る文書は作成していないため。
- ※17 建築確認申請書一式は、保存年限を経過しており、廃棄しているため。
- ※18 ①選択制の給食であること、ランチボックス方式で生徒個人の喫食量の調整がむずかしいこと等から、残菜での給食の評価を行っておらず、定期的な残食の軽量を行っていないため。②学校・学年毎の給食費収支報告書の作成を行っていないため。
- ※19 本請求に係る文書は作成していないため。
- ※20 ①起案書、決裁書は保存年限が経過したため廃棄し、会議録は作成していないため。②～④条例等がないため。

2. 保有情報公開の申出の内容等

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等	備考
1	H30. 4. 9	H30. 4. 23	①平成26年4月1日～平成31年3月31日の指定期間である「枚方市総合スポーツセンター」の指定管理者選定において、枚方市体育協会が提出した指定管理者申請書類の事業計画書(別添資料除く) ②「枚方市総合スポーツセンター」の平成26年度から平成28年度までの事業報告書(完了報告書:第一四半期～第四四半期事業報告書) ③枚方市総合体育館のトレーニング室図面 ※個人情報及び印影を除く <対象文書> ①枚方市総合スポーツセンター指定管理業務に係る次の書類 ・平成26年度から平成31年度の事業計画書(別添資料除く) ・平成26年度から平成28年度の事業計画書(年次分及び四四半期分) ②枚方市総合体育館のトレーニング室図面 ※個人情報及び印影を除く	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	公開	
2	H30. 4. 11	H30. 4. 17	①工事契約記録綴(平成15年度)(新町岡本町1号線道路美装化工事のページ) ②上記工事に関する書類(工事所管課分)請負事業者の名前と代表者名がわかるもののうち、① <対象文書> 平成15年度 契約記録綴 工事	財務部 契約課	公開	
3	H30. 4. 11	H30. 4. 16	①工事契約記録綴(平成15年度)(新町岡本町1号線道路美装化工事のページ) ②上記工事に関する書類(工事所管課分)請負事業者の名前と代表者名がわかるもののうち、②	土木部 道路河川整備課	不存在 ※1	
4	H30. 4. 12	H30. 4. 23	①平成〇〇年〇〇月〇〇日付け都査開第〇〇号開発行為変更申請書に添付されている造成計画平面図(変更後)、造成計画断面図(変更後)、擁壁展開図2(変更後)・擁壁構造図(L型擁壁)タイプ2850(変更後)、枚方市〇〇町擁壁の検討L型擁壁H-2.85(見付け2.37)(突起無し、底版 L-2.80m)タイプ-4(底版下3種、裏込土2種) ②平成〇〇年〇〇月〇〇日付け都査開第〇〇号開発行為許可申請書に添付されているボーリング調査報告書 ③平成〇〇年〇〇月〇〇日付け都安第〇〇号工事完了届出書に添付されている擁壁L型擁壁2850タイプ12号地～14号地埋戻し作業写真 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
5	H30. 4. 25	H30. 5. 2	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号及び平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
6	H30. 5. 2	H30. 5. 16	公共下水道第30工区津田北町1丁目污水管布設工事 17GGK1530-0C0、公共下水道第31工区津田西町2丁目污水管布設工事 17GGK0031-0C0、公共下水道第46工区津田元町4丁目污水管布設工事 17GGK0046-0C0、公共下水道第13工区杉山手1丁目污水管布設工事 17GGK0013-0C0に係る金入り設計書(総括表・内訳・明細・仕訳・代価表を含む。ただし図面を除く)	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	部分公開 5-7	
7	H30. 5. 14	H30. 5. 23	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号から平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号まで及び平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号から平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号まで)、添付書類である計画概要書及び標識の設置を証する写真 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
8	H30. 5. 17	H30. 5. 31	平成26～28年度の事業報告書(メセナ枚方分)公募時提出された事業計画書(選定分) ※個人情報・印影を除く <対象文書> (1)枚方市立メセナひらかた会館【平成26年度事業報告書】 (2)枚方市立メセナひらかた会館【平成27年度事業報告書】 (3)枚方市立メセナひらかた会館【平成28年度事業報告書】 (4)前回のメセナひらかた会館指定管理者選定時の事業計画書 ※個人情報及び印影を除く	市民安全部 市民活動課	部分公開 5-3	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等	備考
9	H30.5.23	H30.6.4	①開発事業に伴う事前協議書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号～平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号～平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成〇〇年度受付番号〇〇～〇〇、平成〇〇年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号～平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
10	H30.5.24	H30.6.1	第二京阪道路環境監視局(長尾局及び津田局)における平成30年5月9日0時から同年5月15日24時までの大気汚染測定データ(月報) <対象文書> ・大気汚染測定データ【2018年5月】月報 測定局名:長尾 平成30年5月9日～同年5月15日分 ・大気汚染測定データ【2018年5月】月報 測定局名:津田 平成30年5月9日～同年5月15日分	環境部 環境指導課	公開	
11	H30.5.24	H30.6.6	・住居表示台帳 ・住居新築届受付簿 ※平成30年2月1日から同年4月30日の間に新たに住居番号が附番された箇所	市民安全部 市民室	公開	
12	H30.5.30	H30.6.4	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号～平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
13	H30.6.6	H30.6.20	①平成29年度指定管理施設完了報告書 ②平成25年度枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館(渚市民体育館)、枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理業務に係る募集要項、仕様書 ③平成26年度から平成30年度までの枚方体育協会提出の事業計画書(別添資料除く) ※個人情報及び印影を除く	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	公開	
14	H30.6.7	H30.6.21	枚方中学校既設擁壁補修実施設計委託に係る金入り設計書	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室	部分公開 5-7	
15	H30.6.7	H30.6.18	穂谷3丁目水路護岸調査設計委託に係る金入り設計書	土木部 みち・みどり室	部分公開 5-7	
16	H30.6.7	H30.6.15	新名神高速道路整備事業に伴う污水管整備実施設計委託、公共下水道野村元町地区污水管実施設計委託、公共下水道春日野2丁目地区污水管基本設計委託、公共下水道津田駅前2丁目地区他污水管実施設計委託、公共下水道津田南町2丁目地区污水管実施設計委託、下水道管路施設耐震化実施設計業務委託、公共下水道磯嶋北町地区污水管実施設計委託、公共下水道山之上2丁目地区他污水管実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	部分公開 5-7	
17	H30.6.7	H30.6.19	交北2丁目地区他雨水管整備実施設計委託、新名神高速道路整備事業に伴う雨水管整備実施設計委託、東香里元町地区他雨水管整備実施設計委託、茄子作東町地区他水路整備基本設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	部分公開 5-7	
18	H30.6.7	H30.7.13	平成29年道路施設調査点検委託に係る金入り設計書	土木部 道路河川管理課	部分公開 5-7	回答期間 延長決定 H30.6.20
19	H30.6.7	H30.7.13	樟葉駅前広場再整備基本設計業務委託、長尾杉線(杉工区)詳細設計委託、磯島第4号線他測量設計委託に係る金入り設計書	土木部 道路河川整備課	部分公開 5-7	回答期間 延長決定 H30.6.20

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等	備考
29	H30. 7. 23	H30. 9. 4	〇〇提出に係る汚染土壌等処理実績報告書 汚染土壌処理事前連絡票 汚染土壌処理終了報告書の直近年度又は年の1年分 <対象文書> ①汚染土壌処理実績報告書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号) ②汚染土壌処理事前連絡票(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号・第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号・第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号・第〇〇号・第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号・第〇〇号・第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号) ③汚染土壌処理終了報告書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号・第〇〇号・第〇〇号・第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号・第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号・第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環指第〇〇号・第〇〇号)	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	回答期間 延長決定 H30. 8. 2
30	H30. 7. 25	H30. 7. 27	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号及び平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)、添付資料である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
31	H30. 8. 2	H30. 8. 15	〇〇が元請業者として記載された届出書(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書)(期間:平成29年4月1日から平成30年8月2日まで) <対象文書> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書(環指第〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日受理分)	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	
32	H30. 8. 8	H30. 8. 22	樟葉小学校長寿命化改修・増築工事他4園設計委託に係る仕様書及び金入り設計書	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室	部分公開 5-7	
33	H30. 8. 10	H30. 8. 21	公共下水道茄子作南町地区他污水管実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	部分公開 5-7	
34	H30. 8. 10	H30. 8. 24	香里園町地区雨水管整備基本設計委託、池之宮1丁目地区雨水管整備実施設計委託、東船橋地区雨水管整備基本設計委託、北中振1丁目地区雨水管整備実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	部分公開 5-7	
35	H30. 8. 20	H30. 9. 3	平成30年度自治会等代表者名簿(縦覧用)平成30年8月21日発行分 個人情報を除く	市民安全部 市民活動課	公開	
36	H30. 8. 21	H30. 8. 31	・住居表示台帳 ・住居新築届受付簿 ※平成30年5月1日から同年7月30日の間に新たに住居番号が付番された箇所	市民安全部 市民室	公開	
37	H30. 8. 23	H30. 8. 30	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
38	H30. 8. 22	H30. 9. 3	第二京阪道路環境監視局(長尾局及び津田局)における平成30年7月23日1時から同年7月30日24時までの大気汚染測定データ(月報) <対象文書> ・大気汚染測定データ【2018年7月】月報 測定局名:長尾 平成30年7月23日～同年7月30日分 ・大気汚染測定データ【2018年7月】月報 測定局名:津田 平成30年7月23日～同年7月30日分	環境部 環境指導課	公開	
39	H30. 8. 29	H30. 9. 4	平成30年基準年度 固定資産評価事務取扱要領(土地編)	財務部 税務室 資産税課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等	備考
40	H30. 9. 4	H30. 9. 10	枚方市市民公益活動災害補償保険についての下記文書 ・上記制度の実施要綱・災害補償規定等(平成29年度と同じ場合は除く) ・平成30年度契約時の仕様書 ・平成30年度契約時の入札及び見積り合せ等の結果 ・平成30年度契約の保険証券及び特約・細書等(保険約款不要)(印影を除く) ・平成27、28、29年度契約の事故件数及び支払保険金額(被害者に支払った保険金額) <対象文書> (1)平成30年度市民公益活動補償保険のご案内 (2)平成30年度枚方市市民公益活動補償保険仕様書 (3)枚方市市民公益活動補償保険実施要領 (4)指名競争入札(委託)執行調書 (5)賠償責任保険証券(保険約款を除く)(印影を除く) (6)賠償責任保険(市民活動総合保険特約条項付)特約明細書 (7)平成27、28、29年度契約の事故件数及び支払保険金額	市民安全部 市民活動課	公開	
41	H30. 9. 12	30. 9. 21	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号及び同日收受都調第〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真並びに附近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
42	H30. 9. 13	H30. 9. 26	枚方市内にある水濁法、瀬戸法に係る排水400t/day以上の事業所リスト(事業所名、住所、平均排水量/day、最大排水量/day) <対象文書> 水質関係対象事業所基礎情報(平成27年度末現在)	環境部 環境指導課	公開	
43	H30. 9. 25	H30. 10. 3	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号から平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号まで)、添付書類である計画概要書及び標識の設置を証する写真 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
44	H30. 9. 28	H30. 10. 9	枝葉木運搬等作業委託に係る仕様書及び金入り設計書	土木部 みち・みどり室	部分公開 5-7	
45	H30. 9. 28	H30. 10. 10	樹木運搬作業委託に係る仕様書及び金入り設計書(平成29年5月18日及び同月21日入札実施分)	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	部分公開 5-7	
46	H30. 10. 3	H30. 10. 10	平成30年度枚方市市民公益活動補償保険の保険証券及び仕様書 ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く <対象文書> (1)賠償責任保険証券(約款及び特約を除く)(印影を除く) (2)平成30年度枚方市市民公益活動補償保険仕様書	市民安全部 市民活動課	公開	
47	H30. 10. 3	H30. 10. 15	生涯学習市民センター等所蔵美術作品に係る動産総合保険に係る保険証券及び仕様書 ※約款、動産総合保険明細書、個人情報、印影及び枚方市所蔵作品一覧を除く	産業文化部 生涯学習課	公開	
48	H30. 10. 3	H30. 10. 17	平成30年度枚方子どもいきいき広場事業 公益活動及びコーディネーター災害補償保険に係る保険証券及び仕様書 ※約款、特約、個人情報及び印影を除く	子ども青少年部 子ども青少年政策課	公開	
49	H30. 10. 3	H30. 10. 10	有価証券取扱総合保険に係る運送保険証券 ※約款、特約、個人情報及び印影を除く	会計課	公開	
50	H30. 10. 3	H30. 10. 16	平成30年度交通専従員傷害補償保険に係る保険証券及び仕様書 ※約款、特約及び印影を除く	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	公開	
51	H30. 10. 3	H30. 10. 11	平成30年度枚方市日本語・多文化共生教室コーディネーター傷害保険に係る保険証券及び仕様書 ※約款、特約、個人情報及び印影を除く	教育委員会 社会教育部 社会教育課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等	備考
52	H30.10.3	H30.10.12	平成30年度留守家庭児童会入室児童に係る傷害保険に係る保険証券、明細書及び仕様書 ※印影、約款及び特約を除く	教育委員会 社会教育部 放課後子ども課	公開	
53	H30.10.5	H30.10.16	公共下水道野村元町地区污水管実施設計委託、公共下水道津田駅前2丁目地区他污水管実施設計委託、公共下水道津田南町2丁目地区污水管実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	部分公開 5-7	
54	H30.10.5	H30.10.19	交北2丁目地区他雨水管整備実施設計委託、東香里元町地区他雨水管整備実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	部分公開 5-7	
55	H30.10.11	H30.10.18	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号～平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真並びに附近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
56	H30.10.12	H30.11.26	枚方市内において、平成30年9月末日時点で、許可等を受けている施術所の施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者氏名(法人にあってはその代表者)、開設日(もしくは確認年月日)のわかるもの <対象文書> 施術所台帳	健康部 保健所 保健企画課	公開	回答期間 延長決定 H30.10.26
57	H30.10.12	H30.10.26	枚方市内において、平成30年9月末日時点で、許可等を受けている飲食店、旅館業の施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者氏名(法人にあってはその代表者)、開設日(もしくは確認年月日)のわかるもの <対象文書> ・食品営業許可情報一覧(平成30年10月17日時点) ・旅館許可情報一覧(平成30年10月19日時点)	健康部 保健所 保健衛生課	公開	
58	H30.10.12	H30.11.22	枚方市内において、平成30年9月末日時点で、許可等を受けている理容所、美容所の施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者氏名(法人にあってはその代表者)、開設日(もしくは確認年月日)のわかるもの <対象文書> ・理容所届出情報一覧(平成30年11月20日時点) ・美容所届出情報一覧(平成30年11月20日時点)	健康部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	回答期間 延長決定 H30.10.26
59	H30.10.26	H30.11.8	特定施設設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環公第〇〇号における特定施設番号及び名称、原材料に関する事項) <対象文書> 特定施設設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受環公第〇〇号)	環境部 環境指導課	公開	
60	H30.11.5	H30.11.15	旅館業の許可を受けた者に係る情報(施設名称、施設所在地、営業者名(代表者名)、営業者住所、種別、許可日及び許可番号)の全部又は一部が記載されている一切の行政文書 <対象文書> 旅館許可情報一覧	健康部 保健所 保健衛生課	公開	
61	H30.11.7	H30.11.12	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真並びに付近見取図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
62	H30.11.8	H30.11.15	・住居表示台帳 ・住居新築届受付簿 ※平成30年8月1日から同年10月31日までに新たに住居番号が付番された箇所	市民安全部 市民室	公開	
63	H30.11.8		中宮浄水場～田口山配水場間送水管更生工事(その3)、中宮浄水場～田口山配水場間送水管更生工事(その4)に係る金入り設計書、数量計算書及び施工日数算定資料	上下水道局 上下水道事業部 上水道工務課		取下げ
64	H30.11.8	H30.11.14	市営岡東自動車駐車場の利用実績が確認できるもの 期間:平成29年4月1日から平成30年10月31日まで 内容:日別、時間帯別の自動車の入庫及び出庫台数 <対象文書> ・入庫車時間帯別日計表(普通自動車 一時駐車(台))平成29年4月分～平成30年10月分 ・出庫車時間帯別日計表(台数)平成29年4月分～平成30年10月分 ・定期車入出庫、在車台数集計表 平成29年4月分～平成30年10月分	土木部 交通対策課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等	備考
65	H30.11.7	H30.11.21	生産緑地法第10条の買取申出について。「生産緑地の買取申出」に下記のような不利益制限が為されているとすれば、行政手続法に照らし、その制限の根拠となる法律や条例などの正式文書の存否について情報公開を請求する。 ①生産緑地の買取申出は一度だけで二度目は応じられないとする根拠条例 ②生産緑地の一部買取申出(イ:一筆の内一部申出、ロ:何箇所かの内一部申出、ハ:複数回に分けた申出)について残地積が500㎡を超えているにもかかわらずイ～ハなどの制限を加えているならば、その根拠条例 ③生産緑地の買取申出期間について主たる事業者死亡から一年以内を申出の期限とされているならば、その根拠条例	都市整備部 都市計画課	不存在 ※3	
66	H30.11.9	H30.11.14	第二京阪道路環境監視局(長尾局及び津田局)における平成30年10月23日1時から同年10月31日24時までの大気汚染測定データ(月報) <対象文書> ・大気汚染測定データ【2018年10月】月報 測定局名:長尾 平成30年10月23日～同年10月31日分 ・大気汚染測定データ【2018年10月】月報 測定局名:津田 平成30年10月23日～同年10月31日分	環境部 環境指導課	公開	
67	H30.12.5	H30.12.14	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号～平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
68	H30.12.13	H30.12.19	①平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都安第〇〇号 完了検査申出書に添付されている土地利用計画図、造成計画図、造成断面図・擁壁展開図、擁壁配筋図(L-1') (L-1) (L-2) (L-3) ②平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都査宅第〇〇号 宅地造成に関する工事の許可申請書に添付されている擁壁の構造設計 ③平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都査宅第〇〇号 宅地造成に関する工事の変更許可申請書に添付されている擁壁(L-1')の構造設計 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
69	H30.12.27	H31.1.8	〇〇の平成〇〇年〇〇月〇〇日から現在までの枚方市における管理医療機器販売業・貸与業の届出(展示を除く)、あるいは高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可の有無について	健康部 保健所 保健企画課	不存在 ※4	
70	H31.1.9	H31.1.18	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
71	H31.1.24	H31.2.7	賠償責任保険証券 ※約款、添付の特約及び印影を除く	市民安全部 市民活動課	公開	
72	H31.1.24	H31.2.7	・公益社団法人全国公立文化施設協会制度保険に係る加入者証 ・公立文化施設貸館対応興行中止保険に係る加入者証	産業文化部 文化振興課	公開	
73	H31.1.24	H31.2.7	・市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品に係る動産総合保険証券 ・賠償責任保険証券 ・公益社団法人全国公立文化施設協会制度保険に係る加入者証 ・受託者賠償責任保険に係る申込書、明細書	産業文化部 生涯学習課	部分公開 5-3	
74	H31.1.24	H31.2.7	・保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・傷害保険に係る加入者証(平成30年度日々雇用者(雇い上げ)傷害保険分) ・日々雇用者傷害保険に係る加入依頼書 ※印影を除く	健康部 保健所 保健センター	公開	
75	H31.1.24	H31.2.7	賠償責任保険証書、賠償責任保険明細書 ※印影、約款及び特約を除く	福祉部 福祉総務課	部分公開 5-3	
76	H31.1.24	H31.2.7	・平成30年度障害者施設総合補償制度に係る加入者証 ・平成30年度所在地別施設明細表(平成30年4月1日時点) ※印影を除く	福祉部 障害福祉室	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等	備考
77	H31. 1. 24	H31. 2. 8	平成30年度枚方子どもいきいき広場事業 公益活動及びコーディネーター災害補償保険の保険証券の写し ※約款及び仕様書を除く ※個人情報及び印影を除く	子ども青少年部 子ども青少年政策課	公開	
78	H31. 1. 24	H31. 2. 7	賠償責任保険証券	土木部 みち・みどり室	部分公開 5-3	
79	H31. 1. 24	H31. 2. 7	賠償責任保険証券及び賠償責任保険明細書(保険契約者:枚方市自転車駐車場指定管理者) ※個人情報及び印影を除く	土木部 交通対策課	部分公開 5-3	
80	H31. 1. 24	H31. 2. 7	平成30年度非営利・有償活動団体保険に係る加入確認書(兼)保険料領収書	教育委員会 総合教育部 教育政策課	公開	
81	H31. 1. 24	H31. 2. 6	平成30年度枚方市日本語・多文化共生教室コーディネーター傷害保険に係る保険証券 ※個人情報及び印影を除く	教育委員会 社会教育部 社会教育課	公開	
82	H31. 1. 24	H31. 2. 7	平成30年度留守家庭児童会室入室児童に係る傷害保険に係る保険証券及び明細書 ※個人情報、印影及び約款を除く	教育委員会 社会教育部 放課後子ども課	公開	
83	H31. 1. 24	H31. 2. 7	施設賠償責任保険(総合スポーツセンター等に係るもの)に係る保険証券及び仕様書 ※個人情報、印影、約款及び特約を除く	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	部分公開 5-3	
84	H31. 2. 1	H31. 2. 12	平成29年度 学校施設台帳<様式1-2> 菅原小学校、伊加賀小学校、五常小学校	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室	公開	
85	H31. 2. 6	H31. 2. 13	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号及び平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真並びに付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
86	H31. 2. 6	H31. 2. 18	枚方市内で別紙住所の建物と住居番号が記載されている図面(住居表示台帳図) <対象文書> 磯島南町・楠葉花園町(その3)・中宮北町(その1)・中宮東之町(その2)・南楠葉2丁目(その1)、南中振2丁目(その1)の住居表示台帳	市民安全部 市民室	公開	
87	H31. 2. 13	H31. 2. 20	枚方市内の歯科技工所一覧 必要項目:名称、電話番号、郵便番号、所在地、開設者名、開設年月日若しくは廃止年月日 期間:平成30年1月1日～平成30年12月31日に新規若しくは廃止の届けの提出があった歯科技工所 <対象文書> 歯科技工所台帳(平成30年1月1日～平成30年12月31日に提出があったもの)	健康部 保健所 保健企画課	公開	
88	H31. 2. 15	H31. 2. 28	尊延寺口径250mm配水管更新実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 上水道工務課	部分公開 5-7	
89	H31. 2. 15	H31. 2. 27	新名神高速道路整備事業に伴う污水管整備実施設計委託、公共下水道長寿命化実施設計委託、都市計画道路中振交野線道路整備事業に伴う污水管実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	部分公開 5-7	
90	H31. 2. 15	H31. 2. 28	新名神高速道路整備事業に伴う雨水管整備実施設計委託、交北2丁目地区他雨水管整備実施設計委託、北中振1丁目地区雨水管整備実施設計委託、山之上4丁目地区雨水管整備実施設計委託、池之宮1丁目地区雨水管整備実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	部分公開 5-7	
91	H31. 2. 19	H31. 2. 26	・住居表示台帳 ・住居新築届受付簿 ※平成30年11月1日から平成31年1月31日までに新しく住居番号が付番された箇所	市民安全部 市民室	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等	備考
92	H31.3.1	H31.3.15	平成31年4月1日～平成34年3月31日(3年間)都市公園有料施設の指定管理者の候補者となった団体が作成した「指定管理者募集要項 10. 提案に当たっての確認事項 確認事項8～12」に関する事業提案書(個人情報、別添・参照資料を除く) <対象文書> 枚方市都市公園有料施設指定申請書の事業計画書の確認事項8～12 ※個人情報、別添資料及び参照資料を除く	土木部 みち・みどり室	公開	
93	H31.3.12	H31.3.22	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号～平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
94	H31.3.26	H31.4.3	歯科技工士法第21条に基づき届け出された歯科技工所の一覧(主に歯科技工所名・開設者名・開設場所・開設年月日・管理者名) <対象文書> 歯科技工所台帳	健康部 保健所 保健企画課	公開	

不存在の理由

※1 保存年限を超過し、廃棄しているため。

※2 サービス付き高齢者向け住宅の事業者に対して、施設運営費等の運営に関する報告書の提出を求めているため。

※3 ①から③に係る条例は定めていないことから、申出に係る情報を記録した文書は存在しないため。

※4 平成27年4月1日に大阪府より権限移譲を受けた高度管理医療機器等販売業・貸与業及び管理医療機器等販売業・貸与業について、引き継いだ電子データに当該事業者に関する情報が存在せず、また、権限移譲後も当該事業者より高度管理医療機器等販売業・貸与業及び管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請書及び届出書を受理しておらず、許可・届出台帳存在しないため。

3. 保有個人情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
1	H30.4.2	H30.4.13	視覚障害者用誘導ブロックの設置、管理についての会議の音声記録	土木部 土木政策課	開示	
2	H30.4.3	H30.4.13	職員との折衝時の電磁的記録に係るテープ起こし後の文書	土木部 土木政策課	不存在 ※1	
3	H30.4.11	H30.4.25	経過記事、差押決裁文書及びそれら全ての添付書類	財務部 税務室 納税課	部分開示 15-1-2 15-1-3 15-1-4 15-1-8	
4	H30.4.24	H30.5.8	・地域包括支援センター総合相談受付記録 ・コアメンバー会議記録	長寿社会部 地域包括ケア 推進課	開示	
5	H30.4.25	H30.4.26	戸籍謄本等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
6	H30.4.25	H30.5.9	・要介護認定調査票 ・主治医意見書 ・要介護認定結果通知書	長寿社会部 介護保険課	開示	
7	H30.4.27		在学中の支援学級を使用していたことがわかる文書	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室		取下げ
8	H30.5.2	H30.5.15	平成30年度土地評価調書	財務部 税務室 資産税課	開示	
9	H30.5.18	H30.5.29	職務の執行に対する意見、要望等記録票	市立ひらかた病院 事務局 経営管理室 総務課	開示	
10	H30.5.23	H30.5.30	DV面接相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
11	H30.5.24	H30.5.31	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民安全部 市民室	開示	
12	H30.5.25	H30.5.29	住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
13	H30.5.25	H30.5.29	住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
14	H30.5.25	H30.6.8	固定資産評価審査委員会議事調書 事務局決裁文書一式	固定資産評価 審査委員会事務局	不存在 ※2	
15	H30.5.30	H30.6.11	①診療情報提供書 ②言語聴覚療法サマリー ③入園前診察に係る紹介状 ④相談記録 ⑤理学療法報告書	子ども青少年部 子育て運営課	部分開示 15-1-2	
16	H30.5.31	H30.6.5	住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
17	H30.6.1	H30.6.15	住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
18	H30. 6. 8	H30. 6. 11	①収入小票 ②還付金振込先口座依頼書	長寿社会部 介護保険課	開示	
19	H30. 6. 13	H30. 9. 25	請求者の経過詳細一覧の一部	財務部 税務室 納税課	非訂正	補正命令 H30. 8. 24
20	H30. 6. 13	H30. 9. 25	請求者の経過詳細一覧の一部	財務部 税務室 納税課	非消去	補正命令 H30. 8. 24
21	H30. 6. 15	H30. 6. 29	請求者が固定資産評価審査委員会宛に行った情報公開請求及び自己 情報開示請求に係る回議書	固定資産評価 審査委員会事務局	開示	
22	H30. 6. 22	H30. 7. 6	住民票等の請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
23	H30. 6. 22	H30. 7. 6	請求者が固定資産評価審査委員会宛に行った自己情報開示請求に係 る回議書	固定資産評価 審査委員会事務局	開示	
24	H30. 6. 25	H30. 7. 5	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	開示	
25	H30. 7. 2	H30. 7. 10	職務の執行に対する意見、要望等記録票	市長公室 広聴相談課	開示	
26	H30. 7. 2	H30. 7. 11	傷害補償障害特別支給金障害特別援護金障害特別給付金決定通知書	教育委員会 総合教育部 教育政策課	開示	
27	H30. 7. 2	H30. 7. 11	障害等級認定書類	教育委員会 総合教育部 教育政策課	不存在 ※3	
28	H30. 7. 3	H30. 7. 13	生活保護申請に係る資産調査関係書類	福祉部 生活福祉室	部分開示 15-1-2	
29	H30. 7. 9	H30. 7. 23	請求者が固定資産評価審査委員会宛に行った自己情報開示請求に係 る回議書	固定資産評価 審査委員会事務局	開示	
30	H30. 7. 10	H30. 7. 19	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	開示	
31	H30. 7. 19	H30. 7. 24	DV面接相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
32	H30. 7. 30	H30. 8. 6	・住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書 ・戸籍謄本等の請求について	市民安全部 市民室	開示	
33	H30. 8. 1	H30. 8. 6	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	開示	
34	H30. 8. 2	H30. 8. 6	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民安全部 市民室	開示	
35	H30. 8. 6	H30. 8. 10	・主治医意見書 ・要介護認定結果通知書	長寿社会部 介護保険課	開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
36	H30. 8. 7	H30. 8. 20	枚方市情報公開・個人情報保護審査会に係る音声記録	総務部 コンプライアンス 推進課	部分開示 15-1-8	
37	H30. 8. 7	H30. 8. 16	戸籍謄本等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
38	H30. 8. 10	H30. 8. 16	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
39	H30. 8. 22	H30. 10. 5	枚方市情報公開・個人情報保護審査会会議録及び議事概要	総務部 コンプライアンス 推進課	部分開示 15-1-8	決定期間 延長決定 H30. 9. 4
40	H30. 8. 22	H30. 9. 5	住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
41	H30. 8. 31	H30. 9. 10	障害支援区分認定調査票	福祉部 障害福祉室	開示	
42	H30. 9. 3	H30. 9. 14	市民の声に対する回答文書	市長公室 広聴相談課	不存在 ※4	
43	H30. 9. 3	H30. 9. 13	市民の声に対する回答文書	市長公室 広聴相談課	開示	
44	H30. 9. 12	H30. 9. 18	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
45	H30. 9. 20	H30. 10. 4	①DV面接相談記録 ②法律相談処理カード	市長公室 人権政策室	開示	
46	H30. 9. 20	H30. 10. 4	人権政策室の面接相談記録	市長公室 人権政策室	不存在 ※5	
47	H30. 9. 20		本人からの電話への対応記録	市長公室 秘書課		取下げ
48	H30. 9. 20	H30. 9. 28	法律(弁護士)相談申込票	市長公室 広聴相談課	開示	
49	H30. 9. 25	H30. 9. 27	住民票の写し等交付請求書	市民安全部 市民室	不存在 ※6	
50	H30. 9. 25	H30. 11. 8	①ケース記録 ②障害者虐待防止法受付対応に係る文書	福祉部 障害福祉室	部分開示 15-1-2 15-1-4 15-1-8	決定期間 延長決定 H30. 10. 9 審査請求 H30. 12. 6
51	H30. 9. 25	H30. 10. 3	訪問と面接の相談記録	健康部 保健所 保健予防課	開示	
52	H30. 9. 25	H30. 11. 7	保健企画課の医療相談記録	健康部 保健所 保健企画課	部分開示 15-1-4 15-1-8	決定期間 延長決定 H30. 10. 9
53	H30. 10. 3	H30. 10. 11	住民票等の交付について	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
54	H30.10.3	H30.10.9	住民票の写しの交付申請書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2	
55	H30.10.4	H30.10.9	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	開示	
56	H30.10.4	H30.10.18	納入済通知書	総務部 コンプライアンス 推進課	不存在 ※7	
57	H30.10.24	H30.11.7	職務の執行に対する意見、要望等記録票	総合政策部 行革推進課	開示	
58	H30.10.26	H30.10.30	納税証明交付申請書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2	
59	H30.10.26	H30.10.30	住民票の写しの交付申請書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2	
60	H30.10.26	H30.11.1	住民票等交付申請書兼誓約書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
61	H30.11.2	H30.11.8	戸籍謄本等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
62	H30.11.5	H30.11.19	職務の執行に対する意見、要望等記録票	市立ひらかた病院 事務局 経営管理室 総務課	開示	
63	H30.11.8	H30.11.19	・カルテの開示に係る回議書 ・診療記録提供請求書・本人確認資料・受領書 ・診療記録の提供について	市立ひらかた病院 事務局 経営管理室 総務課	開示	
64	H30.11.22	H30.12.5	介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	長寿社会部 介護保険課	開示	
65	H30.11.28	H30.11.29	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	開示	
66	H30.12.3	H30.12.27	小中学校におけるいじめの状況調査表及び報告書	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 H30.12.17
67	H30.12.20	H30.12.21	住民票の写し等の交付請求書	市民安全部 市民室	開示	
68	H30.12.20	H30.12.26	戸籍謄抄本等交付申請書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2	
69	H30.12.21	H30.12.26	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	開示	
70	H30.12.21	H31.1.11	行政不服審査法に基づく審理員による口頭意見陳述に係る音声記録	総務部 コンプライアンス 推進課	開示	決定期間 延長決定 H31.1.4
71	H30.12.26	H31.1.16	小中学校におけるいじめの状況調査表及び報告書	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	部分開示 15-1-2	決定期間 延長決定 H31.1.9

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
72	H30.12.27	H31.1.9	①交付申請書 ②住民票の写しの交付申請書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
73	H31.1.21	H31.2.4	支援措置に関して、申出に至る現在までの状況に係る文書	市民安全部 市民室	存否応答 拒否	
74	H31.1.21	H31.2.4	子ども総合相談センターにおける相談記録	子ども青少年部 子ども総合相談 センター	存否応答 拒否	
75	H31.1.25	H31.2.22	市立ひらかた病院からの回答文書に係る決裁文書	市立ひらかた病院 事務局 医事課	不存在 ※8	
76	H30.1.28	H31.2.4	住民票交付のお願い	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
77	H31.1.28	H31.2.6	障害支援区分認定調査票	福祉部 障害福祉室	開示	
78	H31.1.28	H31.2.6	介護保険住宅改修事前申請書の添付書類の図面	長寿社会部 介護保険課	不存在 ※9	
79	H31.1.30	H31.2.6	市民相談課からの回答文書に係る決裁文書	市長公室 広聴相談課	不存在 ※10	
80	H31.2.4	H31.2.18	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
81	H31.2.4	H31.2.22	①診断書の送付先がわかる文書 ②誰がレセプトを取得したのかわかる書類	市立ひらかた病院 事務局 医事課	不存在 ※11	
82	H31.2.4	H31.2.15	消費生活センターが事業者と行った折衝記録	市民安全部 消費生活 センター	不存在 ※12	
83	H31.2.12	H31.2.25	住民票等交付申請兼誓約書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
84	H31.2.26	H31.3.4	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-4	
85	H31.3.4	H31.3.12	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
86	H31.3.4	H31.3.15	住民票・戸籍・印鑑証明書交付請求書	市民安全部 市民室	非開示 15-1-2	
87	H31.3.5	H31.3.13	土木部職員との面談メモ	土木部 土木政策課	開示	
88	H31.3.6	H31.3.12	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
89	H31.3.12	H31.3.26	枚方市緊急通報装置利用申込書	長寿社会部 地域包括ケア 推進課	部分開示 15-1-2	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
90	H31. 3. 15	H31. 3. 28	住民票・戸籍・印鑑証明書交付請求書	市民安全部 市民室	部分開示 15-1-2	
91	H31. 3. 19	H31. 3. 28	本人に係る市の対応方針を記載した文書	市民安全部 消費生活 センター	不存在 ※13	
92	H31. 3. 19	H31. 3. 29	本人に係る市の対応方針を記載した文書	健康部 保健所 保健企画課	不存在 ※14	
93	H31. 3. 19	H31. 3. 27	本人に係る市の対応方針を記載した文書	長寿社会部 介護保険課	不存在 ※15	
94	H31. 3. 19	H31. 3. 26	本人に係る市の対応方針を記載した文書	都市整備部 開発指導室 開発調整課	不存在 ※16	
95	H31. 3. 19	H31. 3. 28	本人に係る市の対応方針を記載した文書	市立ひらかた病院 事務局 医事課	不存在 ※17	
96	H31. 3. 22	H31. 4. 5	広聴相談課での相談に関する文書	市長公室 広聴相談課	不存在 ※18	
97	H31. 3. 29	H31. 4. 12	当方への告発状の市の所持に係る文書	市民安全部 大阪北部地震等 被災者支援対策室	存否応答 拒否	
98	H31. 3. 29	H31. 4. 12	当方への告発状の市の所持に係る文書	環境部 減量業務室	非開示 15-1-2	

不存在の理由

- ※1 本件請求に係る対象文書は作成していないため。
- ※2 枚方市固定資産評価審査委員会条例第11条の規定によれば、議事調書は、書記が作成し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならないものと定められています。当委員会では、この定めに従い、書記が作成した議事調書について、当該書記及び委員の署名押印によって文書の作成を完結させています。したがって、当該議事調書の作成において事務局決裁に供するという運用はしておらず、かかる決裁文書も存在しないものです。
- ※3 障害等級の認定は地方公務員災害補償基金が行う事項であり、本件請求に係る障害等級認定書類は市に送付されていないため。
- ※4 保存年限(3年)経過により、本件請求に係る文書は廃棄したため。
- ※5 面接相談を行っていないため、予約、面談された履歴がありませんでした。
- ※6 請求人に係る住民票等の写しの請求及び交付がなかったため。
- ※7 当課が現に保有する全ての納入済通知書の中に、本請求に係る納入済通知書は含まれていなかったため。
- ※8 本件請求に係る文書については、保存年限である3年が経過し、廃棄したため。
- ※9 請求のあった「介護保険住宅改修事前申請書の添付書類の図面」は、保存年限である5年を経過し、廃棄したため。
- ※10 本請求の対象文書は、保存年限が経過し、廃棄したため。
- ※11 保管している文書を検索したが、該当する文書は見つからなかったため。
- ※12 ○○、○○、○○への聴取は行っておらず、記録文書を作成していないため。
- ※13 ○○本人に係る市の対応方針を記載した文書を作成していないため。
- ※14 当該文書を作成していないため。
- ※15 請求のあった「○○本人に係る市の対応方針を記載した文書」は、作成していないため。
- ※16 文書を作成していないため。
- ※17 ○○本人に係る市の対応方針を記載した文書は作成していないため。
- ※18 本請求の対象となる文書を作成していないため。

4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第609号

条例第8条第3項第5号（本人又はその法定代理人以外のものからの収集）の規定による諮問

諮問事項	枚方市総合コールセンターの運営に係る個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について		
審議日	平成30年11月20日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市総合コールセンターは、市民や事業者などから寄せられる市役所に関する問合せに対して、FAQを用いて正確な応対を行うとともに、FAQに記載のない問合せについては、迅速かつ的確に所管部署へ転送・取次ぎを行うことを業務としています。コールセンター業務では、応対品質の向上や不審な電話等への対応にあたり、通話内容を正確に把握する必要があります。平成31年度より、電話交換機に録音機能を備える予定としています。</p> <p>本諮問は、通話内容の網羅的な録音に伴い、やむを得ず個人情報や本人若しくはその法定代理人以外の者から収集することがあることに対応するものです。</p>		
2	<p>本人又はその法定代理人以外のものから収集する本人の個人情報の項目 通話内容等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		

諮問610号

条例第8条第3項第5号（要配慮個人情報の収集）の規定による諮問

諮問事項	枚方市総合コールセンターの運営に係る要配慮個人情報の収集について		
審議日	平成30年11月20日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市総合コールセンターは、市民や事業者などから寄せられる市役所に関する問合せに対して、FAQを用いて正確な応対を行うとともに、FAQに記載のない問合せについては、迅速かつ的確に所管部署へ転送・取次ぎを行うことを業務としています。コールセンター業務では、応対品質の向上や不審な電話等への対応にあたり、通話内容を正確に把握する必要があります。平成31年度より、電話交換機に録音機能を備える予定としています。</p> <p>本諮問は、通話内容の網羅的な録音に伴い、やむを得ず要配慮個人情報や収集することがあることに対応するものです。</p>		
2	<p>収集する情報が要配慮個人情報に該当する理由 音声ファイルに、信条、病歴等の要配慮個人情報が含まれるおそれがあるため。</p>		

諮問第611号

条例第8条第3項第5号（本人又はその法定代理人以外のものからの収集）の規定による諮問

諮問事項	枚方市みまもりあいステッカー利用支援事業における個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について		
審議日	平成30年11月20日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>高齢者の認知症による徘徊時に、当該高齢者を早期に発見するとともに、早期に身元を確認し家族等へ連絡できる体制づくりを目的として、民間事業者が提供のみまもりあいステッカーサービスの利用促進を主な内容とする、枚方市みまもりあいステッカー利用支援事業を実施します。</p> <p>本サービスは、認知症による徘徊の症状がある高齢者の持ち物等にステッカーを貼付し、発見者がステッカーに記載されているフリーダイヤルとID番号を用いて当該高齢者の家族等に直接電話連絡ができるものです。また、専用アプリをダウンロードし、行方不明時に捜索依頼を行うことも可能です。</p> <p>本事業は、本サービスの利用促進及び申請者の負担軽減のため、本市がサービス提供事業者への申請代行、ステッカー配付、初期費用及び初回1年間の利用料の補助を行うとともに、徘徊時に通報や問合せに対応できるようにするため、申請情報の管理を行うとします。なお、1年間モデル事業として実施した後、導入効果等を検証し、本導入する予定としています。</p> <p>本諮問は、本事業の申請情報の管理を行うにあたり、高齢者本人又はその法定代理人の同意を得ることなく、申請者である家族等から個人情報を収集することがあることに対応するものです。</p>		
2	<p>本人又はその法定代理人以外のものから収集する本人の個人情報の項目 氏名、生年月日、性別、住所、家族等の電話番号、介護認定状況、認知症の有無、徘徊等の症状、担当居宅介護支援事業者、同居家族の構成</p>		

諮問612号

条例第8条第3項第5号（要配慮個人情報の収集）の規定による諮問

諮問事項	枚方市みまもりあいステッカー利用支援事業における要配慮個人情報の収集について		
審議日	平成30年11月20日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>高齢者の認知症による徘徊時に、当該高齢者を早期に発見するとともに、早期に身元を確認し家族等へ連絡できる体制づくりを目的として、民間事業者が提供のみまもりあいステッカーサービスの利用促進を主な内容とする、枚方市みまもりあいステッカー利用支援事業を実施します。</p> <p>本サービスは、認知症による徘徊の症状がある高齢者の持ち物等にステッカーを貼付し、発見者がステッカーに記載されているフリーダイヤルとID番号を用いて当該高齢者の家族等に直接電話連絡ができるものです。また、専用アプリをダウンロードし、行方不明時に捜索依頼を行うことも可能です。</p> <p>本事業は、本サービスの利用促進及び申請者の負担軽減のため、本市がサービス提供事業者への申請代行、ステッカー配付、初期費用及び初回1年間の利用料の補助を行うとともに、徘徊時に通報や問合せに対応できるようにするため、申請情報の管理を行うとします。なお、1年間モデル事業として実施した後、導入効果等を検証し、本導入する予定としています。</p> <p>本諮問は、本事業の申請情報の管理を行うにあたり、高齢者本人若しくはその法定代理人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を収集することがあることに対応するものです。</p>		
2	<p>収集する情報が要配慮個人情報に該当する理由 申請情報（病歴（認知症の有無及び徘徊等の症状）が含まれるため。</p>		

諮問第613号

条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	採用管理システムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について		
審議日	平成31年2月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市職員採用事務において、受験申込から合否通知までを一括で管理する採用管理システム（以下「本システム」といいます。）の導入を検討しています。本システムを導入することにより、登録者はインターネット上で本市職員採用試験の受験申込を行うことができるほか、合否情報、試験日程等の情報の確認ができます。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、本システムの登録者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報に随時取得し得ることに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目 自ら入力した氏名、生年月日、住所、メールアドレス、電話番号、学歴及び職歴、保有資格、志望動機等の採用試験申込情報並びに受験番号及び合否情報</p>		
3	<p>電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者 本システムの登録者</p>		
4	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問614号

条例第10条第3項第6号（保有個人情報の外部提供）の規定による諮問

諮問事項	タブレット端末を利用した通訳サービスの導入に伴う保有個人情報の外部提供について		
審議日	平成31年2月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>聴覚障害者や日本語による意思疎通が困難な来庁者との窓口対応をよりスムーズに行えるようにするため、筆談アプリと外国語翻訳アプリを導入する予定としています。</p> <p>筆談アプリは、タブレット端末に向かって発言した内容が文字表示されるほか、文字や図をタブレット端末の画面上に描き、意思疎通をすることができるとのことです。</p> <p>外国語翻訳アプリは、タブレット端末に向かって発言した内容が、翻訳の上、文字表示されたり、音声出力されたりするものです。</p> <p>タブレット端末に向かって発言した内容や入力した内容は、サービス提供者のサーバに送信されますが、サーバに送信された情報は、翻訳等の精度向上のための機械学習を目的として、サーバに蓄積されます。本サービスでは、個人情報原則取り扱わないものとされていますが、発言した内容等に個人情報が含まれる可能性があります。</p> <p>本諮問は、本サービスの導入に伴うサーバへの情報の蓄積が、保有個人情報の外部提供に該当するために行うものです。</p>		
2	<p>個人情報の提供先 凸版印刷株式会社、株式会社ファイト、NICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）</p>		
3	<p>提供する個人情報の項目 タブレットに向かって発言した音声データ及びタブレット端末の画面上に描いた文字や図。</p>		

情報システムに係る個人情報保護基準

◎ 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、次に定める情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・盗難等から保護するために施設整備等の物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、全ての職員等に情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施する等、必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講ずる。

(4) 運用

外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。

◎ 物理的セキュリティ対策

(1) サーバ等の管理

① サーバ等の機器の取付けを行う場合は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

② サーバ室から外部に通ずるドアは必要最小限にし、施錠設備等によって許可されていない立ち入りを防止しなければならない。また、施錠設備に関連する鍵、ICカード等は適正に管理しなければならない。

③ 記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合は、修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結する等、秘密保持体制の確認などを行わなければならない。

④ 機器の廃棄等の場合は、機器内部の記憶装置から、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

(2) 記録媒体の管理

① 記録媒体は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管するなどの盗難防止対策を講じなければならない。

② 記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。

③ スマートデバイス等、記録媒体におけるデータの暗号化等の機能を有効に利用しなければならない。

(3) その他の機器の管理

- ① 端末機は盗難防止のため、ワイヤーによる固定等の物理的措置を講じなければならない。
- ② スマートデバイスは盗難防止のため、施錠可能な保管庫に保管するなどの物理的措置を講じなければならない。
- ③ 端末機及びスマートデバイスには盗難や不正アクセス等に備え、端末認証を必要とするように設定しなければならない。
- ④ ネットワーク機器及びその他の機器については、不可抗力による損傷、破損、または意図的な情報の傍受等を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

◎ 人的セキュリティ対策

(1) 個人認証カード等の取扱い

- ① 個人認証カードを職員等間で共有してはならない。
- ② 退席時等でパソコンを使用しない場合は、パソコンの操作ロックを行い、個人認証カードを放置してはならない。

(2) ID の取扱い

- ① 自己が利用している ID は、他人に利用させてはならない。
- ② 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外に利用させてはならない。
- ③ ID には必ずパスワードを設定し、他人に使用させてはならない。
- ④ 職員等は、パスワードが流出し、他人が不正使用した場合であっても、被害を最小限に抑えるため、システムごとに異なったパスワードを設定しなければならない。
- ⑤ システムを導入する場合には、システム利用者が 8 桁以上のパスワード設定を必要とするようシステム設計しなければならない。

◎ 技術的セキュリティ対策

(1) バックアップの実施

サーバ等に記録された情報について、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

(2) アクセス管理

システムの各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

(3) ネットワークの接続制御

不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施さなければならない。

(4) 無線 LAN・広域無線通信の利用制限

- ① 災害時または、情報セキュリティ責任者 (CISO) が認めた場合を除き、無線 LAN 及び広域無線通信を利用してはならない。
- ② 無線 LAN 及び広域無線通信の利用を認める場合、解読が困難な暗号化等の必要な措置を義務付けなければならない。

(5) 特定個人情報に係るセキュリティ対策

インターネットに接続できる端末には、個人情報等の重要情報を保存してはならない。

(6) アクセス制御

ネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

(7) 利用者 ID の取扱い

利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職に伴う利用者 ID の取扱い等の方法を定めなければならない。

(8) 特権を付与された ID の管理

① 管理者権限等の特権を付与された ID を利用する者を必要最小限にし、当該 ID のパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該 ID 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

② 特権を付与された ID にて外部委託事業者が作業を行う場合は、職員等の立会いにより、作業内容の確認を行わなければならない。

③ 特権を付与された ID 及びパスワードについては、定期的な変更または入力回数制限等により、特にセキュリティ機能を強化しなければならない。

(9) パスワードに関する情報の管理

① 職員等のパスワードに関する情報を厳重に管理しなければならない。各情報システムにおいて、パスワード設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。

② 特権によるネットワーク及び情報システムへの接続を必要最小限にしなければならない。

(10) システム開発・導入・保守等

① 情報システム開発、導入、保守等の調達にあたっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。

② システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除しなければならない。

③ システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。

④ システム開発及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

(11) 不正プログラム対策

① 所管するサーバ等及び端末機等に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させなければならない。

② 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルを常に最新の状態に保たなければならない。

③ 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。

④ 業務で利用するソフトウェアは、プログラム更新やバージョンアップなどの開発元のサポートが終了していないソフトウェアを利用するよう努めなければならない。

◎ 運用

(1) 外部委託

① 外部委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。

- ② ASP／クラウドによるシステムを利用する場合、委託事業者がサービス内容に応じた十分な情報セキュリティ対策を確保していることを確認しなければならない。
- ③ 情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託する業務の内容に応じて、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
- ・ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
 - ・ 委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定
 - ・ 通信速度及び安定性、システムの信頼性等の品質保証
 - ・ 従業員に対するセキュリティ教育の実施
 - ・ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
 - ・ 業務上知りえた情報の守秘義務
 - ・ 再委託に関する制限事項の遵守
 - ・ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
 - ・ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
 - ・ 市による検査
 - ・ 市による監査
 - ・ 市による事故時等の公表
 - ・ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)
- ④ ASP／クラウドによるシステムを導入する場合は、委託契約項目に合わせて次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
- ・ 本店所在地及びデータセンター、データバックアップ先が日本国内であること
 - ・ データセンターは十分な情報セキュリティ対策、災害対策を確保していること
- ⑤ 個人情報を取扱う作業を委託する場合は、委託事業者に対し、必ず個人情報の保護に関する覚書を取り交わさなければならない。
- ⑥ 特定個人情報を取扱う委託契約における契約項目
- 特定個人情報を取り扱う委託契約を締結する場合は③の委託契約項目に示す内容に加え以下を規定しなければならない。
- ・ 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
 - ・ 漏洩事案等が発生した場合の委託先の責任
 - ・ 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化
 - ・ 再委託先に対する監督義務及び当該監督の状況を市に報告する義務

<用語の定義>

- ・ スマートデバイス
情報処理端末（デバイス）のうち、スマートフォンやタブレット型端末など携行可能な多機能端末
- ・ 無線 LAN
電波等を利用してデータの送受信を行う構内通信網システム
- ・ 広域無線通信
電波等を利用してデータの送受信を行う、事業者が提供する広域向けの通信網システム

- ・ 情報セキュリティ責任者（CISO）

Chief Information Security Officer の略。本市の全ての情報資産、ネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し及び情報セキュリティ対策の実施に関する権限及び責任を有する。また、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合に、必要かつ十分な措置を行う権限及び責任を有する。

本市では、総務部長を情報セキュリティ責任者（CISO）としている。

- ・ 特定個人情報

マイナンバー（個人番号）やマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報

- ・ A S P / クラウド

庁外データセンター等でプログラムやデータベースを管理し、ネットワークを介してこれを利用する仕組みや概念

- ・ データセンター

耐震性に優れた建物にシステムを収容して高速な通信回線を引き込み、空調設備や入退室管理、カメラによる監視等のセキュリティ対策を施した施設

[最終改訂日 平成 29 年 2 月 10 日]

5. 審査会答申

情個審答申第56号

平成30年9月3日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 本 哲 治

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年7月17日付け総コ推第62-2号により諮問のあった保有個人情報不存在決定（平成30年3月5日付け土総第128号、土管第933-2号及び土交第331号並びに平成30年2月28日付け福障第3083号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は土木部土木政策課、道路河川管理課及び交通対策課並びに福祉部障害福祉室。以下「実施機関」という。）は、本件処分（後述第二の2参照）のうち、平成30年3月5日付け土総第128号の保有個人情報不存決定を取り消し、別表に掲げる文書を開示すべきである。

第二 本件審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

平成30年2月19日、審査請求人は、枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号。以下「条例」という。）23条1項の規定に基づき、実施機関に対し、①土木部長他6名との折衝時における、＜当日の当方と枚方市管理職7名との折衝記録の全て＞（以下「本件請求情報①」という。）、②当方との間において実施した事務折衝時における、＜当日の当方と枚方市管理職5名との折衝記録の全て＞（以下「本件請求情報②」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち、本件請求情報①については、4つの事務所管課ごとにそれぞれ保有個人情報不存決定（うち1件のみ平成30年2月28日付けで、残りは同年3月5日付け。以下「本件処分」という。）を、本件請求情報②については、「会議録」を開示する決定（平成30年3月5日付け）及び2つの事務所管課ごとにそれぞれ保有個人情報不存決定（平成30年3月5日付け）を行った。

その後、審査請求人に対してその旨をそれぞれ通知した。

3 審査請求

平成30年4月27日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

4 審査請求の併合

本件審査請求は、4件の保有個人情報不存決定に対して提起されたものだが、これらの決定は、1件の保有個人情報開示請求に対して行われたものであることから、審理手続を一括して行い、審理を円滑かつ迅速に進めるため、審査庁（枚方市長。事務所管は総務部コンプライアンス推進課。）は、平成30年6月27日付けで、法39条の規定に基づき、審理手続を併合した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求情報①に対応する情報の開示を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、決定理由説明書に対する意見書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求情報①と本件請求情報②に係る文書の性質はともに同質・同等であって、かつ、実施機関からの出席者及び会議に要した時間についてもほぼ同一であったことから、本件請求情報①に係る文書が作成されていないとの説明には、到底納得がいかない。
- 2 写しの交付が得られなかった事由にあつては、明らかに、実施機関の何らかの恣意に基づく不作為の結果にほかならず、当該不作為は、実施機関の不法行為を構成する要因にも繋がりがねない。
- 3 公平・公正の視点、観点の適用のあり方にあつては、他人間にあつては言うまでもなく、今回の事案のような、同一人への異なる事案の取扱いに係る場合においても、適用されて然るべきである。
- 4 本件審査請求とは別件であるが、審査請求人と市立ひらかた病院との間で行われた折衝の記録について開示請求を行ったところ、折衝記録文書の交付を得た。
- 5 たしかに、審査請求人と実施機関との間で、事前に双方が録音すると取り決めし、それに基づいて録音を行ったが、録音を行ったことと、文書による記録を作成するか否かは、別の問題であり、録音を行ったからといって、文書による記録を作成しなくてもよいことにはならない。音声記録を保有しているのであれば、それに基づいて、文書による記録を作成できるはずであり、作成すべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有個人情報不存在決定通知書、決定理由説明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分のうち、土木部所管分の決定理由
審査請求人から実施機関に対して意見要望書が提出され、当該意見要望書の内容に関

する1回目の折衝を行った。当該折衝における意見要望の内容について、審査請求人から回答を求められたため、実施機関として、回答文書を作成し、審査請求人へ発出することとした。回答文書の作成に当たり、回答内容について実施機関内で意思決定を行う上で、会議録が必要であったことから、会議録を作成した。

その後、審査請求人に対して、当該回答文書を発出したところ、それに対して、審査請求人から、再度、意見要望書が提出され、折衝の申し入れがあった。折衝に先立ち、審査請求人から、折衝時に審査請求人と実施機関の双方で録音を行う等、折衝当日の進行についての提案があり、審査請求人に対して、双方録音を行うことについて了承する旨等、当該提案に対する回答文書の発出を行った。そして、2回目の折衝を行った。

実施機関においては、2回目の折衝の内容が、新たな意見要望等を含むものでなく、従前からの継続、重複した内容であったこと、審査請求人に対して発出した回答文書の内容について再度の説明を求められたものであったため、審査請求人に対して新たに回答文書を発出する必要がなかったこと、折衝の内容を録音しており、音声記録を保有していること、これらのことから、2回目の折衝については、文書による記録を作成する必要はないと判断したため、文書による記録は作成していない。

2 本件処分のうち、障害福祉室所管分の決定理由

実施機関においては、土木部より、2回目の折衝への参加依頼があり、実施機関の職員2名が折衝に参加したが、折衝において実施機関の所管事務に関わる案件等がなかったため、折衝記録等の文書作成はしていない。

3 これらのことから、本件請求情報①に係る文書は存在しない。

以上のことから、実施機関は本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件審査請求は、審査請求人と実施機関の職員との間で行われた折衝の記録の不存在決定について提起されたものであるが、審査請求人は、主に、当該折衝の内容を記録した文書（以下「記録文書」という。）を作成していないことの不当性について主張しているため、以下、記録文書の有無及び作成の要否について、順次検討する。

2 まず、記録文書の有無について、検討する。

実施機関は、保有個人情報不存在決定通知書及び決定理由説明書において、2回目の

折衝記録方法について、双方が録音で記録を行うと取り決めし、実際に録音を行ったことから、記録文書は作成していないと説明するが、本件処分の理由について不明な点があったことから、当審査会は、法36条に基づき、実施機関に対し質問を行った。

そうしたところ、第五の1に記載のとおり、実施機関においては、当該折衝の内容が、新たな意見要望等を含むものでなく、従前からの継続、重複した内容であったこと、以前に発出した回答文書の内容について再度の説明を求められたものであったため、審査請求人に対して新たに回答文書を発出する必要がなかったこと、折衝の内容を録音していること、これらのことから、記録文書を作成する必要はないと判断し、記録文書は作成していないとの説明を得た。

- 3 記録文書を作成する必要はなかったとの実施機関の説明からは、その当否はともかく、少なくとも記録文書を作成していないとの実施機関の主張が虚偽であることを推認させるような不自然さを見出すことはできない。

また、審査請求人の主張には、後述のとおり、理解できるところもあるが、実施機関が現に記録文書を作成しているはずであるとの心証を得る内容があるとは認められない。

これらのことから、実施機関が記録文書を保有していないことについては、事実として認めざるを得ない。

- 4 次に、記録文書の作成の要否について検討する。

審査請求人は、審査請求人と実施機関との間で、事前に双方が録音すると取り決めし、それに基づいて録音を行ったが、録音を行ったことと、記録文書を作成するか否かは、別の問題であり、記録文書はそれとして作成すべきであると主張する。

- 5 たしかに、録音を行い、音声記録を保有しているからといって、記録文書の作成が不要であることになるわけではなく、情報公開制度や個人情報保護制度が当然前提としている望ましい公文書管理の在り方からすれば、少なくとも何らかの折衝記録が文書によって作成されることが望ましかったともいえる。このことは、電磁的記録が開示請求の対象ではなかった本件請求日時点にあっては、いっそう妥当するといえる。

ただ、このことをもって、記録文書を現に作成していないとの実施機関の主張を覆すことができるものとははいえない。

- 6 記録文書の不存在については上述したとおりであるが、実施機関によると、音声記録は保有しており、その音声記録はCDに保存し、審査請求人から提出された意見要望書やその対応に係る書類等とともに簿冊に保管しているとのことである。

当審査会として、実際の保管状況について見分したところ、たしかに、関連文書とともに、CDがケースに入れられた上で簿冊に保管されており、当該CDのケースの表面

にラベル（以下「本ラベル」という。）が貼付され、そこには「視覚障害者用誘導ブロックの設置、管理についての会議の音声記録 日時 [略] 場所 [略]」と記載されていた。

そこで、本ラベルの本件請求情報①の対象文書への該当性について、以下検討する。

本件請求日時点において、開示請求の対象となる情報は、「公文書（実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真で、実施機関が管理しているもの）に記録されている自己に関する個人情報」とされていた。

ここでいう文書とは、文字又はこれに代わるべき符号を用いて、永続性をもった状態で紙又はこれに類するものに記載したものであると解されることからすると、折衝の標題、日時及び場所が記載された本ラベルは、実施機関が職務上作成した文書であり、また、関連文書とともに簿冊に保管されていることから、組織として管理しているものと認められる。

これらのことから、本ラベルは、公文書に該当するものと認められる。

また、本ラベルに記載されている情報は、同じ簿冊に保管されている関連文書から、審査請求人との折衝における音声記録に関するものであると認識することが可能であり、特定の個人（ここでは審査請求人。）に関する個人情報であると解することができる。

したがって、本ラベルは、本件請求日時点において、審査請求人が開示を請求することができる情報であったといえる。

そして、本件請求書には「折衝記録の全て」と記載されていることから、本件請求は実施機関の保有する全ての折衝記録を求められたものであり、また、本ラベルには標題、日時及び場所が記載されていることからすると、本ラベルを本件請求情報①の対象として特定すべきである。

その上で、本ラベルには何らの非開示情報も含まれていないので、これを本件請求情報①に対応する文書として開示すべきである。

- 7 なお、保有個人情報不存決定通知書には、本件処分の理由として、文書を作成していないという本件処分の直接的な要因は記載されているが、なぜ作成されなかったかについての詳細な理由付記はなかった。当審査会の質問に対して、実施機関から、より詳細で具体的な説明があったが、今後は、決定通知書に、より丁寧な理由付記をするのが望ましい。

以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

開 催 年 月 日	処 理 内 容
-----------	---------

平成30年 7月17日	諮問書の収受
平成30年 8月 2日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
平成30年 9月 3日	審査、答申

別表

2回目の折衝に係る音声記録を保存しているCDのケース表面に貼付されたラベル

6. 条例及び施行規則

枚方市情報公開条例

平成29年9月13日
条例第40号

枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 保有情報の公開（第4条—第13条）
- 第3章 救済手続（第14条・第15条）
- 第4章 情報の公開の総合的な推進（第16条）
- 第5章 雑則（第17条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、保有情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会の議長をいう。

2 この条例において「保有情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（第19条第1項において「官報等」という。）を除く。以下「公文書」という。）に記載され、又は記録されている情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

第2章 保有情報の公開

（公開請求権等）

第4条 次に掲げるもの（以下「公開請求権者」という。）は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する保有情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る保有情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内の学校に在学する者
 - (5) 市税の納税義務を有する者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 公開請求権者の代理人は、当該公開請求権者に代わつて同項の規定による請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

3 実施機関は、公開請求権者及びその代理人以外のものから保有情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて保有情報の公開に努めるものとする。

（保有情報の公開義務）

第5条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する

独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと。

ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

(部分公開)

第6条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しななければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る保有情報に前条第1号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にすることも、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該保有情報を公開することができ。

(保有情報の存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該保有情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

第9条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(第4条第1項第2号の法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開請求に係る保有情報の内容その他当該保有情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 公開請求権者の代理人は、公開請求をしようとするときは、前項の請求書を提出する際、当該代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出しなければならない。

3 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る保有情報の特定に関し参考となる情報の提供その他当該公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があつた場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項に規定する資料の提出がないと認めるときは、速やかに、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と公開を行う日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書（第15条第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに公開を行う日を書面により通知しなければならぬ。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有情報の公開を行わなければならない。

2 保有情報の公開は、次の各号に掲げる保有情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

（1） 文書又は図面に記載されている保有情報 保有情報が記載されている文書又は図面の閲覧又は写しの交付

（2） 電磁的記録に記載されている保有情報 保有情報が記録されている電磁的記録の種類別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有情報の公開を行うことにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第6条の規定による保有情報の公開を行うときその他相当の理由があると認めるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有情報の公開を行うことができる。

第13条 保有情報の公開に係る手数料は、次に定めるとおりとする。

- | | |
|----------|-----------|
| （1） 公開請求 | 無料 |
| （2） 公開申出 | 1件につき300円 |

2 公開請求者又は公開申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項第2号又は第3項（第4条第3項の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）に規定する方法により公開を行うこと）によって交付することとなるものを含む。以下同じ。）の交付により保有情報の公開を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

第3章 救済手続

（審理員による審理手続に関する適用除外）

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

（審査会への諮問等）

第15条 前条の審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、枚

ない。

（公開請求に対する決定及び通知）

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内に、次に掲げるいずれかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならぬ。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（1） 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をする旨の決定

（2） 当該公開請求に係る保有情報の一部の公開をする旨の決定

（3） 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をしない旨の決定

（4） 第8条の規定による公開請求を拒否する旨の決定

（5） 公開請求に係る保有情報を保有していないため公開をすることができない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をするることができないときは、公開請求があつた日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（公開決定等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、その内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該公開決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者（当該公開請求者が公開請求権者の代理人である場合にあつては、当該公開請求権者）以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、公開決定等をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、公開請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が含まれている保有情報を公開しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第5条第1号ロ、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が含まれている保有情報を第7条の規定により公開しようとするとき。

方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧等に係る費用負担については、第13条第2項の規定の例による。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。）

(2) 公開請求者が前号に掲げる者でない場合にあっては、当該公開請求者

(3) 当該審査請求に係る保有情報の公開について反対意見書を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあっては、当該第三者

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。

5 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決（当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。）

(2) 審査請求に係る第10条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報の公開の総合的な推進

第16条 実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない。

第5章 雑則

(市長の調整)

第17条 市長は、市長以外の実施機関に対し、保有情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第18条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(指定管理者の情報公開)

第19条 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例で定めるところにより行い業務に関し、その従業員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該指定管理者

の従業員が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの（官報等を除く。）に記載され、又は記録されている情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に規定する情報であって実施機関が保有していないものについて公開の求めがあったときその他必要があるときは、当該情報を保有する指定管理者に対し、当該情報が記載され、又は記録された文書、図画又は電磁的記録を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

(他の制度との調整)

第21条 第2章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている保有情報については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第2章の規定は、実施機関において、市民の利用に供することをその利用の目的とする保有情報については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第22条 実施機関は、保有情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の枚方市情報公開条例第2章の規定は、平成30年3月31日までの間、保有情報のうち、改正前の枚方市情報公開条例第2条第1号に規定する公文書以外に記録されているものについては、これを適用しない。

3 この条例の施行前にされた改正前の枚方市情報公開条例第5条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による申出については、それぞれ公開請求及び公開申出とみなす。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に改正前の枚方市情報公開条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の枚方市情報公開条例中これらに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

5 枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(枚方市市附属機関条例の一部改正)

6 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(枚方市保健所運営協議会条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報」を「(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報」に改める。

- (1) 枚方市保健所運営協議会条例(平成25年枚方市条例第39号)第8条第1項第1号
- (2) 枚方市社会福祉審議会条例(平成25年枚方市条例第41号)第8条第1項第1号
- (3) 枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例(平成26年枚方市条例第36号)第7条第1項第1号
- (4) 枚方市スポーツ推進審議会条例(平成28年枚方市条例第3号)第8条第1項第1号
- (5) 枚方市上下水道事業経営審議会条例(平成28年枚方市条例第4号)第8条第1項第1号

枚方市情報公開条例施行規則

平成29年9月13日
条例第68号

枚方市情報公開条例施行規則(平成10年枚方市規則第53号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(公開請求の手続)

第3条 条例第9条第1項の請求書は、保有情報公開請求書(様式第1号)とするものとする。

2 条例第9条第4項の規定による補正の求めは、保有情報公開請求書補正通知書(様式第2号)により行うものとする。

(公開請求に係る決定期間の延長通知)

第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有情報公開決定期間延長通知書(様式第3号)により行うものとする。

(公開請求に係る決定の通知)

第5条 条例第10条第3項及び第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第10条第1項第1号に掲げる決定 保有情報公開決定通知書(様式第4号)
 - (2) 条例第10条第1項第2号に掲げる決定 保有情報部分公開決定通知書(様式第5号)
 - (3) 条例第10条第1項第3号に掲げる決定 保有情報非公開決定通知書(様式第6号)
 - (4) 条例第10条第1項第4号に掲げる決定 保有情報存否応答拒否決定通知書(様式第7号)
 - (5) 条例第10条第1項第5号に掲げる決定 保有情報不存在決定通知書(様式第8号)
(第三者に対する意見書の提出機会の付与)
- 第6条 実施機関は、条例第11条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書の提出の機会を与えようとするときは、第三者情報公開請求通知書(様式第9号)によりその旨を当該第三者に通知するものとする。
- 2 第三者情報公開請求通知書を受けた第三者は、前項の意見書を提出しようとするときは、第三者情報公開請求意見書(様式第10号)により行うものとする。
 - 3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書(様式第11号)により行うものとする。
(公開申出の手続等)

第7条 公開申出は、保有情報公開申出書（様式第12号）により行うものとする。
 2 公開申出に対する回答の内容は、保有情報公開申出回答書（様式第13号）により通知するものとする。
 （公開の実施方法等）

第8条 条例第12条第2項又は第3項の規定による保有情報の公開（郵便により公文書の写し（条例第13条第2項）に規定する公文書の写しをいう。以下同じ。）を交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、当該保有情報を保有する課の担当職員の上で行うものとする。

2 条例第12条第2項第1号の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）の閲覧は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等の閲覧
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧
- 3 条例第12条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 条例第12条第2項第2号の規定で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号に掲げる方法については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写したものを容易に作成することができる場合に限る。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (3) 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

5 実施機関は、第2項第1号又は前項第3号の方法により現に公開を行っている公文書又は同号の専用機器を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公開を中断し、又は中止することができる。

（公開申出に係る手数料の納付期限）

第9条 条例第13条第1項第2号に規定する手数料は、条例第4条第3項の規定により準ずることとされる条例第10条第1項に規定する期間内に、市に納付しなければならない。
 （交付部数及び費用負担）

第10条 公文書の写しを交付することにより公開を行う場合における当該交付する公文書の写しの部数は、1部とする。

2 条例第13条第2項の公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表の中欄に掲げる公文書の写しの区分ごとに同表の右欄に定める額

(2) 公文書の写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社が定めた郵便料金に相当する額

3 前項の費用の額は、公文書の写しの交付を受けるまでに、市に納付しなければならない。（出資法人）

第11条 条例第18条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。
 （運用状況の公表）

第12条 条例第20条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 公開請求及び公開決定等の状況
- (2) 条例第14条の審査請求の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
 （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 平成30年3月31日までの間、改正後の枚方市情報公開条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第1号及び様式第12号の規定の適用については、新規則様式第1号中「

閲覧 視聴 写しの交付（用紙 光ディスク）
郵送希望）」とあるのは「

閲覧 写しの交付（郵送希望）」と、新規則様式第12号中「

閲覧 視聴 写しの交付（用紙 光ディスク）
郵送希望）」とあるのは「

閲覧 写しの交付（郵送希望）」とする。

3 この規則の施行前に改正前の枚方市情報公開条例施行規則の規定によってなされた手続その他の行為は、新規則中これらに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第10条関係）

項	交付する写しの区分	費用の額
1	用紙に複写し、印刷し、又は出力し	日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円

枚方市個人情報保護条例

枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 実施機関等における個人情報の取扱い（第4条—第10条）
- 第3章 個人情報の適正管理（第11条—第13条）
- 第4章 保有個人情報の開示等（第14条—第27条）
- 第5章 救済手続（第28条・第29条）
- 第6章 雑則（第30条—第35条）
- 第7章 罰則（第36条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における個人情報情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、並びに保有個人情報情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び提供の停止を求め、市民の権利の保障に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会の議長をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることのできる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

たもの	日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円
	日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円
	日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円
2	光ディスク1枚につき100円

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合にあつては、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合には、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

5 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

6 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

7 この条例において「保有特定個人情報」とは、特定個人情報に該当する保有個人情報をいう。

8 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして規則で定めるもの

9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

10 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

11 この条例において「受託業務」とは、実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が当該委託を受けた業務をいう。

12 この条例において「指定管理業務」とは、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が市の条例の定めるところにより行う業務をいう。（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するよう

なことがあつてはならない。

第2章 実施機関等における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保管してはならない。

2 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

（利用目的及び取得項目の明示）

第5条 実施機関は、本人又はその法定代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限る。以下この章及び第4章において同じ。）から直接書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人又はその法定代理人に対し、その利用目的及び取得しようとする項目（以下この条において「取得項目」という。）を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的又は取得項目を本人又はその法定代理人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的又は取得項目を本人又はその法定代理人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的又は取得項目が明らかであると認められるとき。（正確性の確保及び安全確保の措置）

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、受託者、指定管理者又は受託業務若しくは指定管理業務の全部若しくは一部の委託を受けた者が受託業務又は指定管理業務を行う場合について準用する。（従事者の義務）

第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務若しくは指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報収集するときは、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

3 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、要配慮個人情報（特定個人情報を除く。）を収集し、又は個人情報（特定個人情報並びに法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する個人情報を除く。）を本人若しくはその法定代理人以外のものから収集してはならない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人又はその法定代理人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、公益上要配慮個人情報収集し、又は個人情報を本人若しくはその法定代理人以外のものから収集する必要があると認めたととき。
- 4 法令等、規則等の規定により実施機関に対して申請、届出その他これらに類する行為があつたときは、前項第2号に該当する場合とみなす。

85

(利用の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外のために保有個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報にあつては第1号に、保有特定個人情報以外の保有個人情報にあつては第2号から第7号までのいずれかに該当する場合は、利用目的以外のために保有個人情報（情報提供等記録であるものを除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外のために自ら利用するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 本人又はその法定代理人の同意があるとき。
- (4) 出版、報道等により、当該保有個人情報が公にされているとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (6) 正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認めるとき。
- (7) 第2号から前号までに掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上利用目的以外のために保有個人情報を自ら利用する必要があると実施機関

が認めるとき。

3 実施機関は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を自ら利用したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、利用目的以外のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき（法令等により当該保有個人情報を提供することが義務付けられているときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人若しくはその法定代理人の同意があるとき、又は本人若しくはその法定代理人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により、当該保有個人情報が公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認められる場合において、他の実施機関に提供するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する必要があると認めたととき。

4 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により保有個人情報の提供をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

第3章 個人情報の適正管理

(個人情報ファイルの保有等)

第11条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務の名称
- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 個人情報ファイルに記録される項目（次項第2号において「記録項目」という。）
- (6) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (7) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この項及び次項において「記録情

報」という。)の収集方法

- (8) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (9) 記録情報を経常的に提供する場合(前条第3項第5号の規定により提供する場合を除く。)には、その提供先

(10) 個人情報ファイルが電子計算機による情報処理の用に供されるときは、その旨

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

(2) 前項の規定による届出に係る記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報ファイルの保有をやめ、又は同項

各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、保有をやめようとする旨又は当該変更しようとする事項を市長に届けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告し、及び公表しなければならない。

(委託先等の監督)

第12条 実施機関は、受託業務又は指定管理業務において取り扱われる個人情報安全管理が図られるよう、受託者又は指定管理者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託業務又は指定管理業務の全部若しくは一部の委託をする者は、当該委託をする業務において取り扱われる個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(電子計算機の接続の禁止)

第13条 実施機関は、法令等に定めがある場合を除き、実施機関の使用する電子計算機(保有個人情報が記録されている電子計算機であって、当該保有個人情報を実施機関以外の者が随時に取得し得る状態に置かれたものに限る。)と実施機関以外の者が使用する電子計算機との電気通信回線による接続を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上当該接続を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第4章 保有個人情報の開示等

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による請求(第3号に掲げる者にあつては、保有特定個人情報に係る請求に限る。)をすることができる。

(1) 本人の法定代理人

(2) 本人(自ら前項の規定による請求をすることができないと認められる者に限る。)の委任による代理人

(3) 本人(前号の本人を除く。)の委任による代理人

3 次に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する死亡した個人を本人とする保有個人情報(第3号に掲げる者にあつては、その者が相続により取得した財産に係るものに限る。)の開示を請求することができる。

(1) 本人の死亡当時における配偶者並びに本人の子及び父母

(2) 前号に掲げる者がいない場合における本人の二親等以内の血族

(3) 本人の相続人

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、前条の規定による請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、当該開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第2項各号及び第3項各号に掲げる者による開示請求にあつては、当該本人。以下この項、次条第2項及び第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行

政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されている情報
- (4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示請求者以外の個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、開示請求者以外の個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (8) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。
ロ 個人の評価、判定、診断、選考、相談又は指導に係る事務に関し、率直な意見若しくは必要な内容を記録することを著しくためらわせ、又は当該個人との信頼関係を著しく損なうこと。
ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。
ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこ

と。
ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業
に關し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上開示しないことが適当であると認めた情報
- 2 前条第3項各号に掲げる者による開示請求に関する前項第1号及び第2号イの規定の適用については、同項第1号中「生命、健康、生活又は財産」とあるのは「名誉又は尊厳」と、同項第2号イ中「予定されている」とあるのは「予定されていた」とする。

(部分開示)
第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に掲げる情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(訂正請求権)

第19条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による請求(第3号に掲げる者にあつては、保有特定個人情報に係る請求に限る。)をすることができる。

- (1) 本人の法定代理人
- (2) 本人(自ら前項の規定による請求をすることができないと認められる者に限る。)の委任による代理人
- (3) 本人(前号の本人を除く。)の委任による代理人

3 次に掲げる者は、死亡した個人を本人とする保有個人情報(第3号に掲げる者にあつて

は、その者が相続により取得した財産に係るものに限る。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

- (1) 本人の死亡当時における配偶者並びに本人の子及び父母
 - (2) 前号に掲げる者がいない場合における本人の二親等以内の血族
 - (3) 本人の相続人
- (保有個人情報の訂正義務)

第20条 実施機関は、前条の規定による請求(以下「訂正請求」という。)があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならぬ。

2 第18条の規定は、訂正請求があった場合について準用する。

(利用停止等請求権)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかにかつ該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第4条第1項若しくは第3項の規定に違反して保管若しくは保有されているとき、第8条第2項若しくは第3項の規定に違反して収集されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第10条第1項から第3項(第5号を除く。)までの規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- (3) 第10条第3項第5号の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止又は消去
- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による請求(第3号に掲げる者については、保有特定個人情報に係る請求に限る。)をすることができる。

- (1) 本人の法定代理人
- (2) 本人(自ら前項の規定による請求をすることができないと認められる者に限る。)の委任による代理人
- (3) 本人(前号の本人を除く。)の委任による代理人

3 次に掲げる者は、死亡した個人を本人とする保有個人情報(第3号に掲げる者にあつては、その者が相続により取得した財産に係るものに限る。)が第1項各号のいずれかにかつ該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する

実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 本人の死亡当時における配偶者並びに本人の子及び父母
 - (2) 前号に掲げる者がいない場合における本人の二親等以内の血族
 - (3) 本人の相続人
- (保有個人情報の利用停止等義務)

第22条 実施機関は、前条の規定による請求(以下「利用停止等請求」という。)があった場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)をしなければならぬ。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、この限りでない。

2 第18条の規定は、利用停止等請求があった場合について準用する。

(開示等請求の手続)

第23条 開示請求、訂正請求又は利用停止等請求(以下「開示等請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 開示等請求に係る保有個人情報の内容その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示等請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該開示等請求に係る保有個人情報の本人、その代理人その他この条例の規定により開示等請求をすることができる者であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示等請求をしようとする者に対し、当該開示等請求に係る保有個人情報の特定に関し参考となる情報の提供その他当該開示等請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があつた場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項に規定する資料の提出若しくは提示がないと認めるときは、速やかに、開示等請求をした者(以下「開示等請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示等請求に対する決定及び通知)

第24条 実施機関は、開示等請求があつたときは、当該開示等請求があつた日から起算して、開示請求にあつては15日以内に、訂正請求又は利用停止等請求にあつては30日以内に、次に掲げるいずれかかの決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期

間に算入しない。

- (1) 当該開示等請求に係る保有個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止等(以下「開示等」という。)をする旨の決定
- (2) 当該開示等請求に係る保有個人情報の一部の開示等をする旨の決定
- (3) 当該開示等請求に係る保有個人情報の全部の開示等をしていない旨の決定
- (4) 第18条(第20条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。)の規定による開示等請求を拒否する旨の決定

(5) 開示等請求に係る保有個人情報を保有していないため開示等をする事ができない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等をする事ができないときは、開示等請求があった日から起算して、開示請求にあっては45日を、訂正請求又は利用停止等請求にあっては60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由(開示決定等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を開示等請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、その内容を開示等請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該開示決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

(開示請求に係る第三者保護に関する手続)

第25条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条及び第29条において「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合において、開示決定等をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第15条第2号ロ、第4号ただし書又は第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と開示を行う日との間に少な

くとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書(第29条第3項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに開示を行う日を書面により通知しなければならない。

(開示等の実施)

第26条 実施機関は、第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有個人情報の開示等を行わなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図面に記載されている保有個人情報 保有個人情報が記載されている文書又は図面の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 保有個人情報が記録されている電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有個人情報の開示を行うことにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条の規定による保有個人情報の開示を行うときその他相当の理由があるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有個人情報の開示を行うことができる。

4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の訂正又は利用停止等を行ったときは、当該訂正請求又は利用停止等請求をした者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。)をいう。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(手数料等)

第27条 保有個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、公文書の写し(前条第2項第2号又は第3項に規定する方法により開示を行うことによつて交付することとなるものを含む。以下同じ。)の交付により保有個人情報の開示を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 救済手続

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第28条 開示決定等及び開示等請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

（審査会への諮問等）

第29条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧に係る費用負担については、第27条第2項及び第3項の規定の例による。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。）

（2） 開示等請求者が前号に掲げる者でない場合にあつては、当該開示等請求者

（3） 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあつては、当該第三者

98 4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。

5 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決（当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。）

（2） 審査請求に係る第24条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 雑則

（市長の助言等）

第30条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

2 市長は、個人情報の保護の重要性に鑑み、個人情報の取扱いに当たって個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の保護の重要性に関し事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

（出資法人への要請）

第31条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づき市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

（運用状況の公表）

第32条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

（他の制度との調整）

第33条 第4章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付又は訂正、利用の停止、消去若しくは提供の停止（保有特定個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付を除く。）の手続が定められている保有個人情報については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第4章の規定（保有個人情報の開示に係る部分に限る。）は、市民の利用に供することを利用目的とする保有個人情報については、適用しない。

（事業者に対する指導、勧告等）

第34条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っているときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

4 前項の規定による事実の公表は、市民の権利利益が不当に侵害されることを防止するために必要な範囲内において行わなければならない。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第36条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る個人情報ファイル（第2条第8項第1号に掲げる情報の集合物に係るもの（番号法第48条に規定する特定個人情報ファイル）に該当するものを除く。）に限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているもの（番号法第2条第5項に規定する個人番号を除く。）に限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 受託者又は指定管理者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

ほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
第39条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項（特定個人情報を除く。）が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 第36条、第37条及び前条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第41条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 改正後の枚方市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第11条及び附則第

6項 平成29年12月1日

(2) 新条例第6条第3項（受託者及び指定管理者に係る部分を除く。）及び第12条第

2項並びに附則第3項 平成30年4月1日

（枚方市特定個人情報保護条例の廃止）

2 枚方市特定個人情報保護条例（平成27年枚方市条例第23号）は、廃止する。

91 (経過措置)

3 附則第1項第2号に掲げる規定は、その施行の日以後に締結した契約又は同日以後にされた枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項の規定による指定に係る受託業務又は指定管理業務について適用する。

4 新条例第4条第2項及び第3項、第9条第1項並びに第10条第2項の規定は、平成29年11月30日までの間、法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、これを適用しない。

5 平成29年11月30日までの間、新条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「要配慮個人情報」とあるのは、「改正前の枚方市個人情報保護条例第7条第2項本文に規定する個人情報」とする。

6 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての新条例第11条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「附則第1項第1号に掲げる規定の施行後遅滞なく」とする。

7 新条例第4章の規定は、平成30年3月31日までの間、自己又は死亡した個人を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）のうち、改正前の枚方市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条第1項に規定する公文書以外に記録されているものについては、これを適用しない。

8 この条例の施行前にされた旧条例第20条第1項に規定する自己情報の開示等の請求及

び附則第2項の規定による廃止前の枚方市特定個人情報保護条例第20条第1項に規定する自己情報の開示等の請求については、それぞれ開示等請求とみなす。

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行前に旧条例及び附則第2項の規定による廃止前の枚方市特定個人情報保護条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新条例中これらに相当する規定があるときは、それぞれ新条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（枚方市附属機関条例の一部改正）

10 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

枚方市個人情報保護条例施行規則（平成10年枚方市規則第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第3項の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

（1）次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換したものの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

（2）旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

（3）国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

（4）道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

（5）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

（6）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号

（7）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

（8）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

（9）介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

（10）健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

（11）健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

（12）船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

（13）船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

（14）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

（15）出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

（16）私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号

（17）私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号

（18）私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号

（19）国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

（20）国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号

（21）国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

（22）国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

（23）国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組員証及び船員組員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

（24）地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年／総理府／文部省／自治省／令第1号）第93条第2項の組員証の記号、番号及び保険者番号

（25）地方公務員等共済組合法施行規則第100条第1項の組員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

（26）地方公務員等共済組合法施行規則第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

（27）地方公務員等共済組合法施行規則第176条第2項の船員組員証及び船員組員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

（28）雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

（29）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第5項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする

る記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含む、前号に掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷、その他の心身の変化を理由として、本人に対して、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報ファイル)

第5条 条例第2条第8項第2号の規則で定めるものは、これに含まれる保有個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の保有個人情報を容易に検索することができように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

(利用及び提供の手続)

第6条 実施機関は、条例第9条第2項第5号若しくは第6号又は第10条第3項第4号若しくは第5号の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関から提供を受けて利用したときは、当該保有個人情報を利用した課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）の長に、保有個人情報目的の外用記録票（様式第1号）を作成させなければならない。

2 保有個人情報目的の外用記録票は、保有個人情報を利用した都度、速やかに作成させなければならない。ただし、1会計年度を通じて継続的に、又は反復して、同一の目的において同一の保有個人情報の項目を利用することが確実であると見込まれるときは、一括して作成させることができる。

3 実施機関は、条例第10条第1項又は第3項の規定により保有個人情報を実施機関以外の

ものに提供する場合において必要と認めるときは、第8条第2項各号に掲げる事項のうち、必要と認めるものについての条件を付さなければならない。

(個人情報ファイルの届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル保有届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規定による届出は、個人情報ファイル（廃止・変更）届出書（様式第3号）により行うものとする。

3 条例第11条第4項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。（委託に際して講じるべき措置）

第8条 実施機関は、番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務又は同条第11項に規定する個人番号関係事務の全部又は一部の委託をしようとするときは、条例第6条第2項の規定による措置と同等の措置を講じることができると認めるときは、委託するものとする。

2 実施機関は、受託業務に係る契約書又は仕様書、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第6条第1項の協定その他これらに類する書類に次に掲げる事項（当該受託業務又は指定管理業務（以下この項において「受託業務等」という。）の性質又は目的により該当しない事項を除く。）を定めるものとする。

(1) 秘密保持の義務に関する事項

(2) 個人情報の取扱場所の制限に関する事項

(3) 個人情報の目的外使用の禁止に関する事項

(4) 個人情報の複製の禁止に関する事項

(5) 個人情報の返却又は消去若しくは廃棄の義務に関する事項

(6) 個人情報の取扱いに従事する者の明確化に関する事項

(7) 個人情報の取扱いに従事する者に対する監督及び教育義務に関する事項

(8) 個人情報の取扱状況に係る検査又は報告の求めに応じる義務に関する事項

(9) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合における報告義務に関する事項

(10) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合における損害賠償等の責任に関する事項

(11) 受託業務等において特定個人情報情報が取り扱われない場合については、受託業務等の委託の禁止又は制限に関する事項

(12) 受託業務等において特定個人情報情報が取り扱われる場合については、受託業務等の委託をする場合における当該委託を受ける者に対して付するべき当該特定個人情報の取扱いの条件に関する事項

(13) 受託業務等の委託をする場合における当該委託を受ける者に対する監督義務に関する事項

(14) 前号の監督義務の実施状況に係る検査又は報告の求めに応じる義務に関する事項

(15) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(16) 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約の解除又は枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条第1項の規定による指定の取消し若しくは業務の停止の命令に関する事項
(開示等請求の手続)

第9条 条例第23条第1項の請求書は、保有個人情報開示等請求書(様式第4号)とするものとする。

2 条例第23条第2項の規則で定める資料は、当該開示等請求をしようとする者(本人の委任による代理人が法人である場合にあつては、現に開示等請求の任に当たっている者)の個人番号カード(番号法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類(保有個人情報開示等請求書を郵便により提出する場合には、これらの書類を複写機により複写したもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(第1号から第3号までに定める書類にあつては、開示等請求をする日前30日以内に作成され、又は発行されたものに限る。)とする。

(1) 本人の法定代理人が開示等請求をする場合 戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類

(2) 本人の委任による代理人(法人を除く。)が開示等請求をする場合 本人の委任状(委任状に押印された本人の印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)

(3) 本人の委任による代理人(法人に限る。)が開示等請求をする場合 前号に定める書類及び次に掲げるいずれかの書類

イ 代理人の代表者の資格を証する書類

ロ 代理人の委任状(委任状に押印された法人の印鑑及び法人の代表者の印鑑に係る印鑑証明書が添付されたものに限る。)その他現に開示等請求の任に当たっている者と代理人との関係を証する書類として実施機関が認める書類

(4) 死亡した個人を本人とする保有個人情報の開示等請求をする場合 次に掲げる書類

イ 本人の除かれた戸籍の謄本その他本人が死亡していることを証するものとして実施機関が認める書類

ロ 条例第14条第3項第1号、第19条第3項第1号又は第21条第3項第1号に掲げる者にあつては、戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書その他本人と開示等請求をしようとする者との続柄を証する書類として実施機関が認める書類

ハ 条例第14条第3項第2号、第19条第3項第2号又は第21条第3項第2号に掲げる者にあつては、条例第14条第3項第1号、第19条第3項第1号又は第21条第3項第1号に掲げる者がいないことを証する書類として実施機関が認める書類及びロに掲げる書類

ニ 条例第14条第3項第3号、第19条第3項第3号又は第21条第3項第3号に掲げる者にあつては、開示等請求に係る保有個人情報に係る財産について本人の相続人で

あることを証する書類として実施機関が認める書類

3 条例第23条第4項の規定による補正の求めは、保有個人情報開示等請求書補正通知書(様式第5号)により行うものとする。
(開示等請求に係る決定期間の延長)

第10条 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(開示等請求に係る決定の通知)

第11条 条例第24条第3項及び第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第24条第1項第1号に掲げる決定 保有個人情報開示等決定通知書(様式第7号)

(2) 条例第24条第1項第2号に掲げる決定 保有個人情報部分開示等決定通知書(様式第8号)

(3) 条例第24条第1項第3号に掲げる決定 保有個人情報非開示等決定通知書(様式第9号)

(4) 条例第24条第1項第4号に掲げる決定 保有個人情報存否応答拒否決定通知書(様式第10号)

(5) 条例第24条第1項第5号に掲げる決定 保有個人情報不存在決定通知書(様式第11号)

(第三者に対する意見書の提出機会の付与)

第12条 実施機関は、条例第25条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書の提出の機会を与えようとするときは、第三者情報開示請求通知書(様式第12号)によりその旨を当該第三者に通知するものとする。

2 第三者情報開示請求通知書を受けた第三者は、前項の意見書を提出しようとするときは、第三者情報開示請求意見書(様式第13号)により行うものとする。

3 条例第25条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(開示等の実施方法等)

第13条 条例第26条第2項又は第3項の規定による保有個人情報の開示(郵便により公文書の写し(条例第27条第2項に規定する公文書の写しをいう。以下同じ。))を交付する場合は、実施機関が指定する日時及び場所において、当該保有個人情報を保有する課の担当職員との立会いの上で行うものとする。

2 条例第26条第2項第1号の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)の閲覧は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧

3 条例第26条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、次の各号に掲げる文書等

の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 条例第26条第2項第2号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号に掲げる方法については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写したものを容易に作成することができる場合に限る。

(1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(3) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

5 実施機関は、第2項第1号又は前項第3号の方法により現に開示を行っている公文書又は同号の専用機器を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該開示を中断し、又は中止することができる。

6 条例第26条第4項の規定による通知は、訂正・利用停止等実施通知書（様式第15号）により行うものとする。

7 条例第26条第5項の規定による通知は、訂正実施通知書（様式第16号）により行うものとする。

95 (交付部数及び費用負担)

第14条 公文書の写しを交付することにより開示を行う場合における当該交付する公文書の写しの部数は、1部とする。

2 条例第27条第2項の公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表の中欄に掲げる公文書の写しの区分ごとに同表の右欄に定める額

(2) 公文書の写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社が定めた郵便料金に相当する額

3 前項の費用の額は、公文書の写しの交付を受けるまでに、市に納付しなければならない。

4 実施機関は、開示請求者（当該開示請求者が本人の代理人である場合にあつては、当該本人）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、条例第27条第3項の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合 当該公文書の写しの作成に要する費用に相当する額

(2) 経済的困難その他特別の理由が認められる場合（前号に該当する場合を除く。） 実施機関が適当と認める額

（出資法人）

第15条 条例第31条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準

じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第16条 条例第32条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

(1) 個人情報ファイルの届出の状況

(2) 開示等請求及び開示決定等の状況

(3) 条例第28条の審査請求の状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 改正後の枚方市個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条並びに様式第2号及び様式第3号 平成29年12月1日

(2) 新規則第8条第2項（第13号及び第14号に係る部分に限る。） 平成30年4月1日

（枚方市特定個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 枚方市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年枚方市規則第57号）は、廃止する。（経過措置）

3 平成30年3月31日までの間、特定保有個人情報以外の保有個人情報に係る開示請求に於いての新規則様式第4号の規定の適用については、同様式中「

<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴	<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 用紙	<input type="checkbox"/> 光ディスク
			<input type="checkbox"/> 郵送希望	
			<input type="checkbox"/> 写しの作成費用減免希望	

」とあるのは、「

<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 郵送希望
	<input type="checkbox"/> 写しの作成費用減免希望	

」とする。

4 この規則の施行前に改正前の枚方市個人情報保護条例施行規則（第7条の規定を除く。）及び附則第2項の規定による廃止前の枚方市特定個人情報保護条例施行規則（第2条の規定を除く。）の規定によってなされた手続その他の行為は、新規則中これらに相当する規定があるときは、それぞれ新規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第14条関係）

項	交付する写しの区分	費用の額
1	用紙に複写し、印刷し、又は出力したものの	日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円 日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円 日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円 日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円 日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円 日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円 日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円
2	光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき100円

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合には、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合には、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。

枚方市附属機関条例

平成24年9月13日
条例第35号

(設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合については、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合には、執行機関）が召集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

- 2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。
(部会)
- 第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。
- 2 前3条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。
(関係者に対する協力要請)
- 第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。
(委員の守秘義務)
- 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
(委任)
- 第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

1 市長の附属機関

名称	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の嘱期間
【略】 枚方市次に掲げる事項に関する調査審議 情報公開・個人情報保護審議会	【略】 (1) 枚方市個人情報保護条例(平成9年枚方市条例第24号)及び枚方市特定個人情報保護条例(平成27年枚方市条例第23号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する重要事項	【略】 15人以下	【略】 (1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	【略】
【略】 枚方市枚方市情報公開条例第10条第1項、枚方市個人情報保護条例第22条第1項及び枚方市特定個人情報保護条例第26条第1項の決定についての不服審査	【略】 枚方市個人情報保護条例第10条第1項、枚方市個人情報保護条例第22条第1項及び枚方市特定個人情報保護条例第26条第1項の決定についての不服審査	【略】 5人以下	【略】 学識経験を有する者	【略】

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 平成30年度

令和元年(2019年)10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>